

自衛隊の複合災害対応について

原子力土木委員会
複合災害下での原子力防災における避難の課題と対応に関する研究小委員会
第4回小委員会 説明資料

令和7年6月17日

原発事故は、地震・津波との複合災害の確率が高いのではないかと。そのため、複合災害を前提とした避難計画を作らないといけないのではないかと。
ー細野豪志(福島第一原発事故対応時の首相補佐官)

田邊 揮司良

東京都立大学プレミアムカレッジ非常勤講師
元陸上自衛隊北部方面總監
元東京都危機管理監

画像：新潟県「原子力災害を想定した冬季避難訓練」、2021.1.26

武力攻撃事態発生時における避難についての検討 ― 国民保護法に基づき内閣官房と消防庁が主導で実施

台湾有事などの際に沖縄県・先島諸島の住民が島外避難を迫られる事態に備え、避難計画等を策定(2025年3月27日)

沖縄県と石垣市、宮古島市、多良間村、竹富町、与那国町の先島諸島5市町村
内閣官房、消防庁、国土交通省、沖縄総合事務局、沖縄県警察、指定（地方）公共機関（輸送会社）、第十一管区海上保安本部、自衛隊等、（そのほかオンライン参加機関を含む）約100名が参加

- 武力攻撃が予測される事態を政府が認定して避難を進める想定
- 民間船舶や航空機を使った輸送手段で多くの住民を迅速に避難させられるか試す



離島住民の避難へ各関係機関が集まった県国民保護図上訓練＝17日、県庁、2023.3.18、琉球新報

福岡空港 - 石垣空港間
約 1,190 Km(約2時間)

住民 11万人
観光客 1万人

最短6日間で避難

那覇港 - 鹿児島港間
約 660 Km(約25時間)

2日間：宮古島、石垣島に集合
(スクリーニング)

4日間：先島～九州本土
船舶 約3000人/日
航空機 2万人弱/日

避難先の受入調整
持っていける荷物の容量
悪天候で欠航した場合の対応
???

動けない人
離れたくない人
残らざるを得ない人
???

2024.2図上訓練で
細部検討された

具体的検討内容の概要

- ◇情勢が緊迫し、政府が日本への武力攻撃が予測される「武力攻撃予測事態」を宣言
- ◇民間の航空機や船舶などを使い最大12万人を6日間で退避
- ◇出発地（港湾・空港）～到着地（九州内空港等）
- ◇島民約11万人を九州・山口8県計32市町で受入
- ◇受入各県は島民が1か月程度生活できるよう、ホテル・旅館の割り振りやバスの手配、食料確保などの手順を作成
- ◇県別の受け入れ人数
 - 福岡約4万7400人
 - 佐賀約1700人
 - 長崎約4200人
 - 熊本約1万2800人
 - 大分約1万500人
 - 宮崎約9800人
 - 鹿児島約1万3800人
 - 山口約1万2600人
- ◇事後の予定
政府は各県と連携し、2026年度までに最終的な計画をまとめた上で大規模な実動訓練を実施し、有事に備える

1 危機管理の概念

- 4つの「防」
- 災害類型と関連法制

2 原子力災害派遣

- 政府・自治体等の体制
- 関連法制に基づく自衛隊の対応
- 複合災害への体制

3 東日本大震災時における複合災害への対応

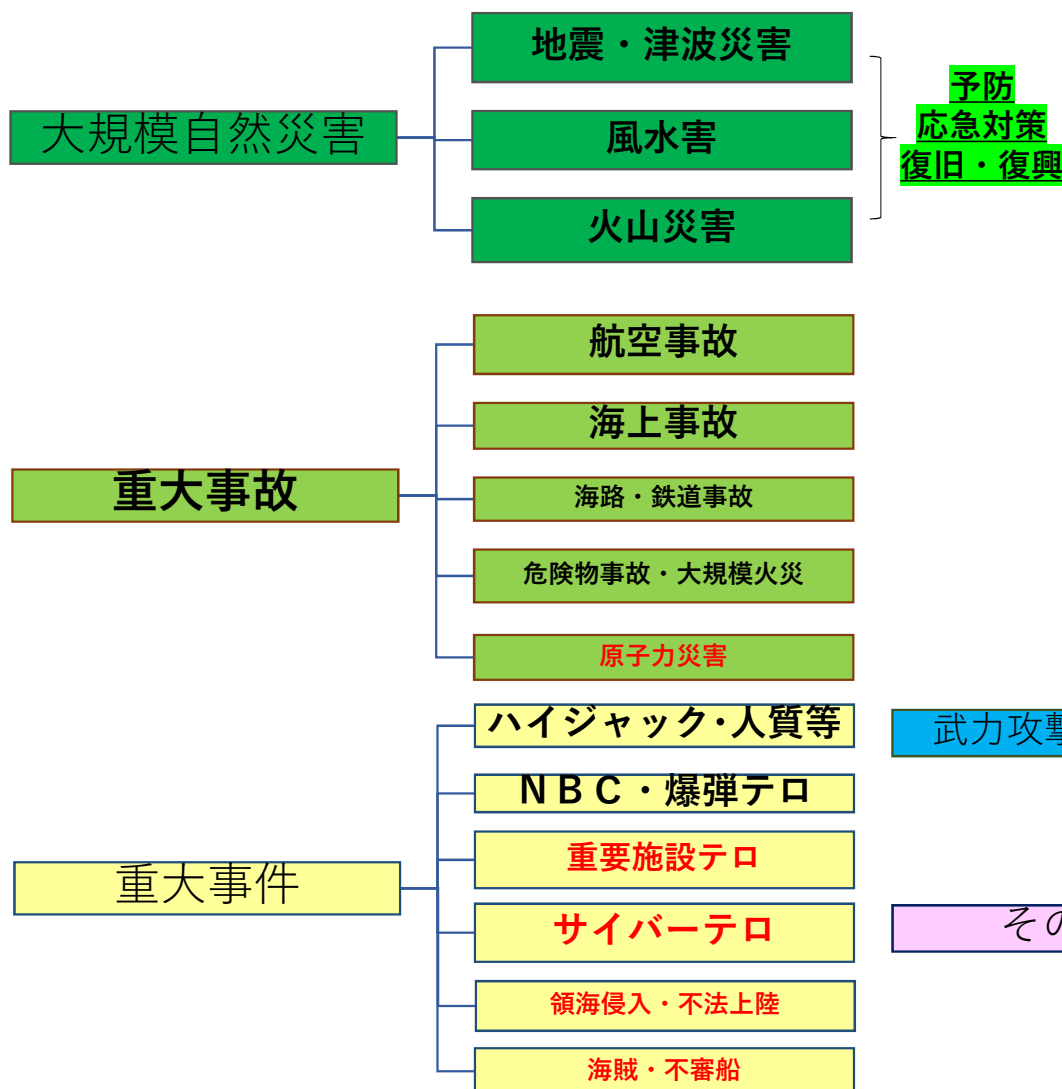
4 その他

- 広域避難について考える
- その他の複合災害を考える

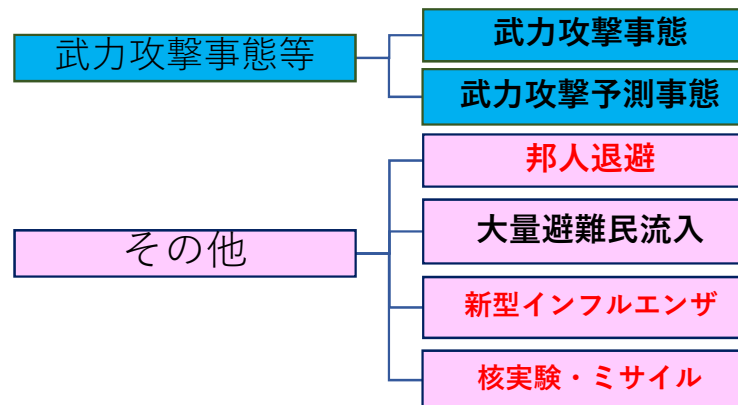


画像は毎日新聞：中国電力島根原発における防災訓練、2023.9.30

政府緊急事態の主な分類 と 災害想定死者数等



災害(想定含む)	死者数等
新型インフルエンザ(想定)	64万人
スペイン風邪(1918-19)	38万人
天明の大飢饉(1783-84)	30万人
南海トラフ地震(想定)	29万8千人(早期避難約5割減)
日本海溝地震(想定)	19万9千人(早期避難4万7千人)
関東大震災(1923)	10万5385人、罹災者135万人
新型コロナウイルス(2020-23)	7万4694人(2023.5.9集計)
首都直下型地震(想定)	2万3000人
東日本大震災(2011)	1万8449人
阪神淡路大震災(1995)	6437人
伊勢湾台風(1959)	5098人



危機管理の区分 — 災害類型と関連法制等 —

4つの「防」



防衛

国家安全保障局

国民保護法
国民保護計画

新型インフルエンザ特措法
新型インフルエンザ等
対策行動計画等



防疫

内閣感染症危機管理統括庁

武力攻撃災害
(着上陸、ゲリラ・特殊部隊、
弾道ミサイル、航空機攻撃)

緊急対処事態災害
(大規模テロ等)

NBC災害
(炭そ菌、天然痘、サリン、
放射性物質
...等)



サイバー災害

新型インフルエンザ

新興・再興感染症
(SARS、O-157)

鳥インフルエンザ

新型コロナウイルス

感染症(エボラ、コレラ・赤痢・天然痘)



自然災害

原子力災害対策特措法
防災計画+避難計画

大規模な事故
(原発事故、爆発、脱線、
衝突、墜落、座礁)

災害対策基本法

地域防災計画

内閣官房副長官補

地震 **津波**
風水害 **火山噴火**

人為災害



防犯



従来からの災害



防災



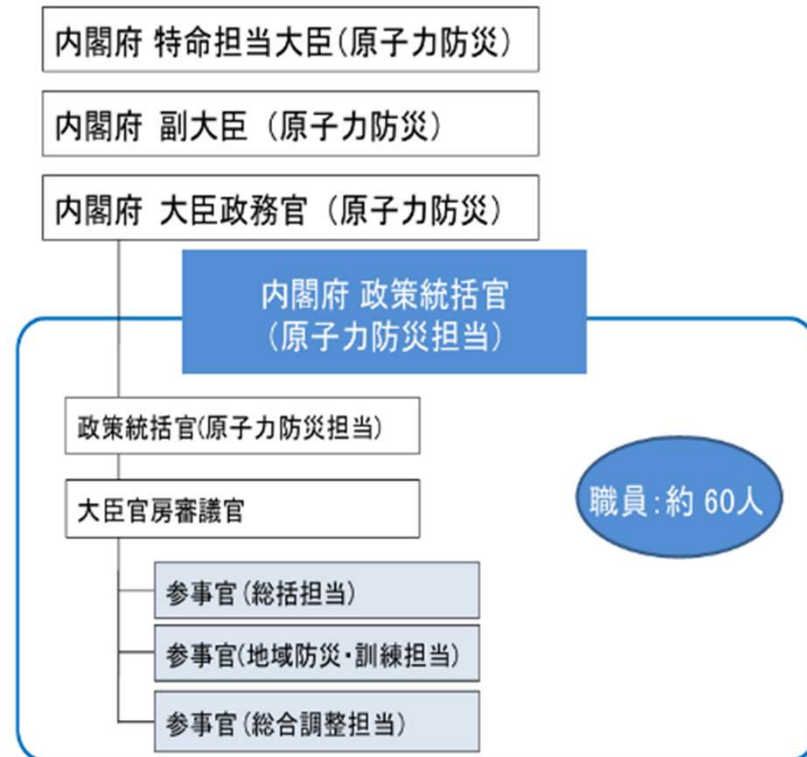
- 1 危機管理の概念
 - 4つの「防」
 - 災害類型と関連法制
- 2 原子力災害派遣
 - 政府・自治体等の体制
 - 関連法制に基づく自衛隊の対応
 - 複合災害への体制
- 3 東日本大震災時における複合災害への対応
- 4 その他
 - 広域避難について考える
 - その他の複合災害を考える



画僧は毎日新聞：日本原子力発電・東海第2原発の事故に備えた避難訓練、2018.7.16

原子力防災における政府組織

◆内閣府(原子力防災)の組織は、平成26年10月14日に発足



- 2011年 3月 ● 東京電力福島第一原子力発電所事故
- 2012年 9月 ● 原子力規制委員会の発足
- 10月 ● 原子力災害対策指針・原子力災害対策マニュアルの制定
- 2013年 9月 ● 地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム設置
- 10月 ● 原子力総合防災訓練の再開(複合災害を想定するなど全面的に見直し)
- 2014年 10月 ● 内閣府政策統括官(原子力防災担当)の発足
- 2015年 3月 ● 地域原子力防災協議会の設置

1. 地域防災計画の充実にに向けた対応

◆自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

→ 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、国と関係自治体等が緊密に連携し、計画の策定・充実強化の取組を実施中。

協議会の構成員等: 関係府省庁(指定職級)、佐賀県・長崎県・福岡県(各副知事)、関係8市町(市町長)、九州電力

→ さらに、現地での支援を行うために、玄海地域には7名の内閣府職員を派遣

2. 関係道府県への財政的支援

◆放射線防護対策等に関する財政的支援

→ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(内閣府予算)
自治体が行う防災活動に必要な資機材(放射線測定器、防護服等)の整備等

→ 原子力災害対策施設整備費補助金(内閣府予算)
即時避難が困難な病院等の要配慮者や住民等が屋内退避するための施設等の放射線防護対策事業等

3. 原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練への支援、防災業務関係者への研修

◆原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、地方自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施。

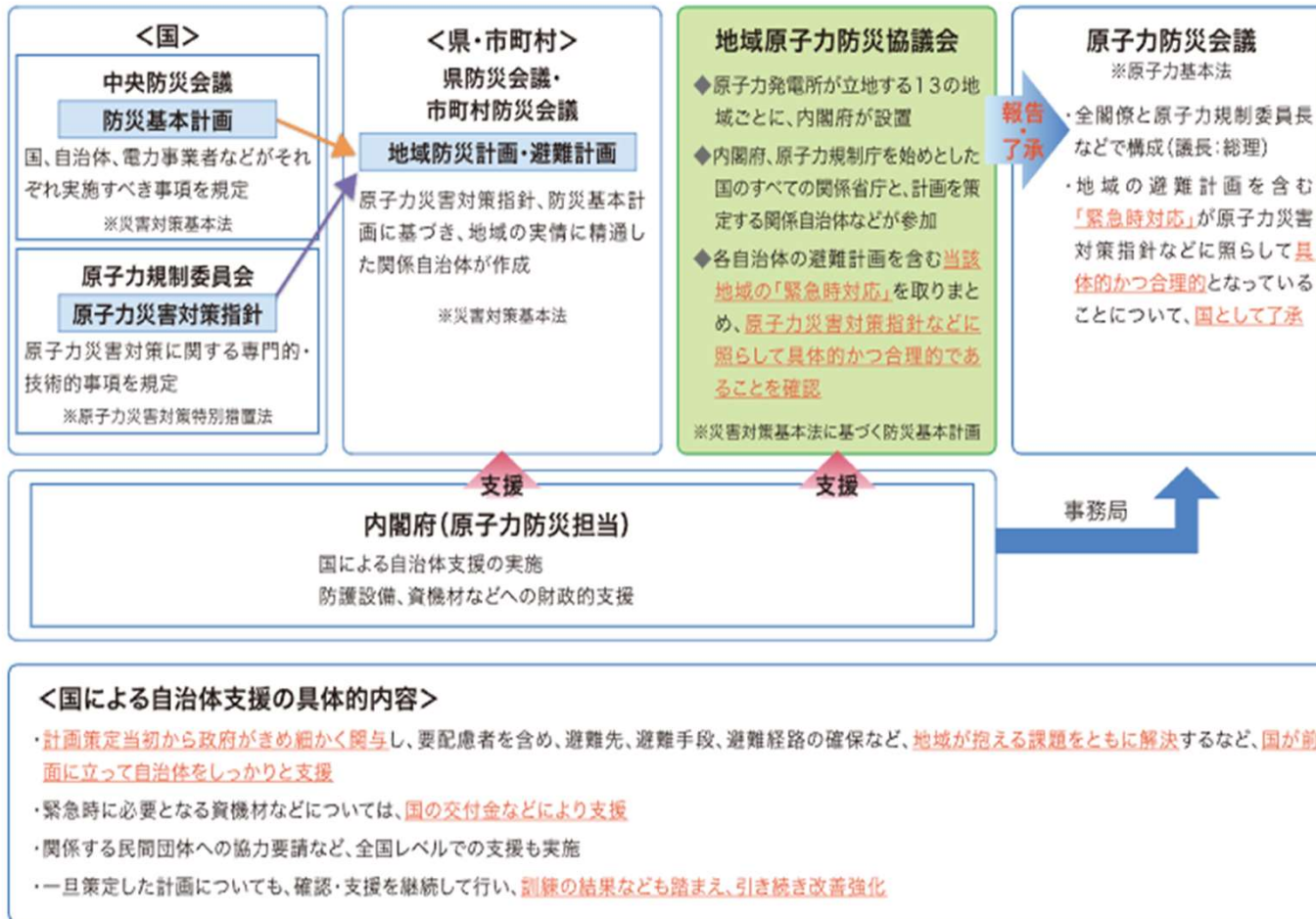
→ 27年度は伊方発電所(愛媛県)、H28年度は泊発電所(北海道)を対象に実施。

◆自治体が行う原子力防災訓練を支援

◆自治体職員、民間事業者等の防災業務関係者への研修を実施

地域防災計画・避難計画の策定と支援体制

■地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



出典：内閣府HPを参考に作成

原子力災害対策重点区域に設定された都道府県および市町村で、原子力施設を中心にした広域避難計画の作成や防災資材の整備を行う

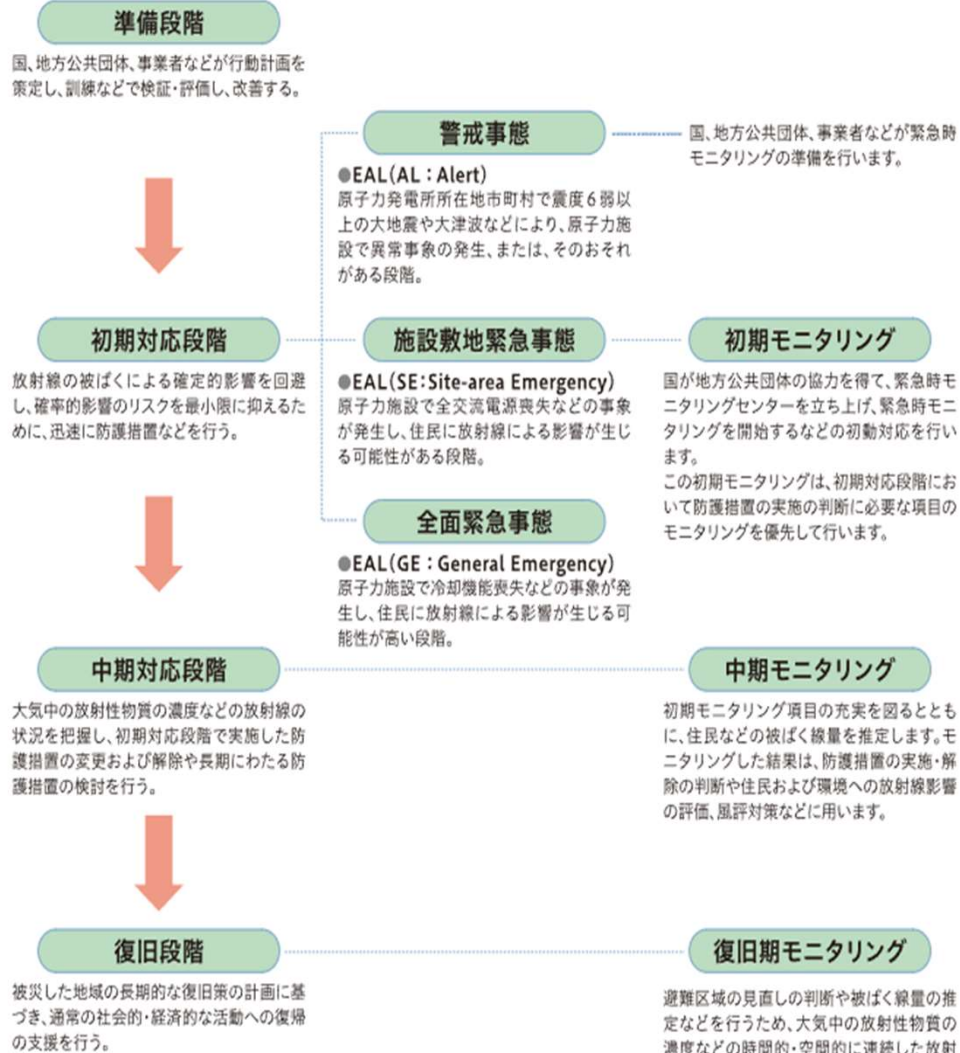


図2 原子力発電所の立地及び隣接道府県（UPZ:30km圏）

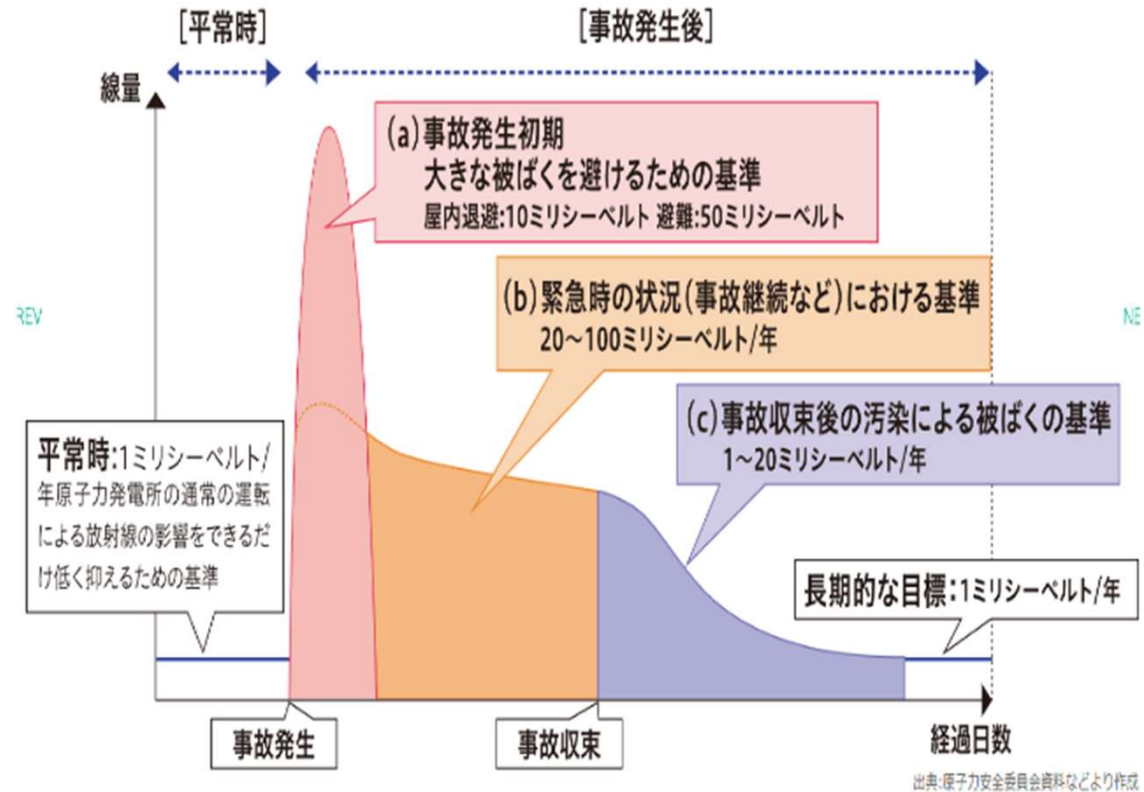
区分	内容
原子力発電所の立地道府県	北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、静岡県、石川県、福井県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
原子力発電所の隣接府県（UPZ:30km圏）	富山県、岐阜県、京都府、滋賀県、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県

原子力災害時の緊急事態の区分と対応

■緊急事態の区分とモニタリング



■放射線防護における線量の基準の考え方



関連情報(詳細): エネルギー「原子力・エネルギー政策」

◇住民がモニタリング情報と自分の位置等で、自ら安全を図るための行動を判断できるか？
◇避難者を受け入れる自治体の職員・住民は受入れリスクを判断できているか？(自らの利便性を犠牲にする許容度)

原子力緊急事態時の危機管理体制

【中央】

国の職員の主な拠点は、

- 官邸チーム（官邸との調整）
- ERCチーム（情報集約・状況判断）
- OFCチーム（自治体との調整）
- 原子力被災者生活支援チーム（避難住民の生活支援等）

ERC：Emergency Response Center（緊急時対応センター）
OFC：Offsite Center（緊急事態応急対策拠点施設）

「官邸等」

※必要に応じ、状況報告

原子力災害対策本部
本部長：内閣総理大臣
副本部長：官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、規制委員会委員長 等
本部員：全ての国務大臣、内閣府副大臣・政務官、内閣危機管理監等

原災本部事務局 官邸チーム
内閣府政策統括官（事務局長）
内閣府・規制庁等主要職員 等

指示・連絡

調整・連携

原子力統合防災ネットワーク

「規制庁内ERC」

原子力規制委員会

専門的・技術的知見

原災本部事務局 ERCチーム
規制庁次長
内閣府・規制庁等主要職員 等

「原子力利用省庁執務室」

原子力被災者生活支援チーム

事務局長：原子力利用省庁副大臣
事務局長補佐：原子力利用省庁審議官（内閣府審議官と併任）

原子力被災自治体支援チーム

【現地】

「オンサイト対応」

**原子力事業所
災害対策
支援拠点**
（例、JALビル）
自衛隊等

**原子力施設
事態即応センター**
（原子力事業者本店）
規制庁職員

事業者の
監督・支援等

原子力事業所
（プラントの事故収束）

「オフサイト対応」

現地対策本部
（オフサイトセンター：OFC）

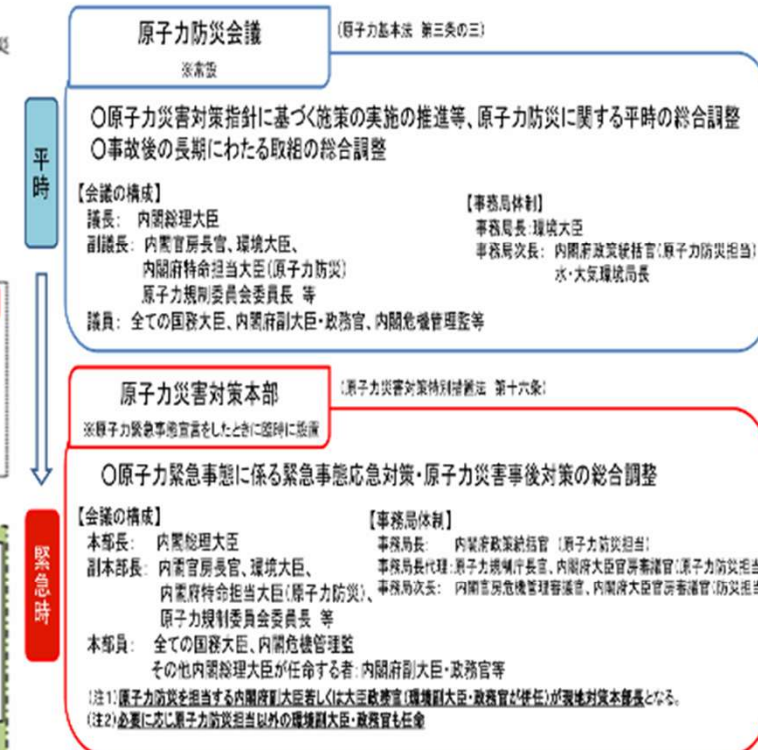
本部長：内閣府副大臣
内閣府大臣官房審議官等

自治体

「合同対策協議会」
住民の避難指示・支援等

原子力発電所外
（住民の防護）

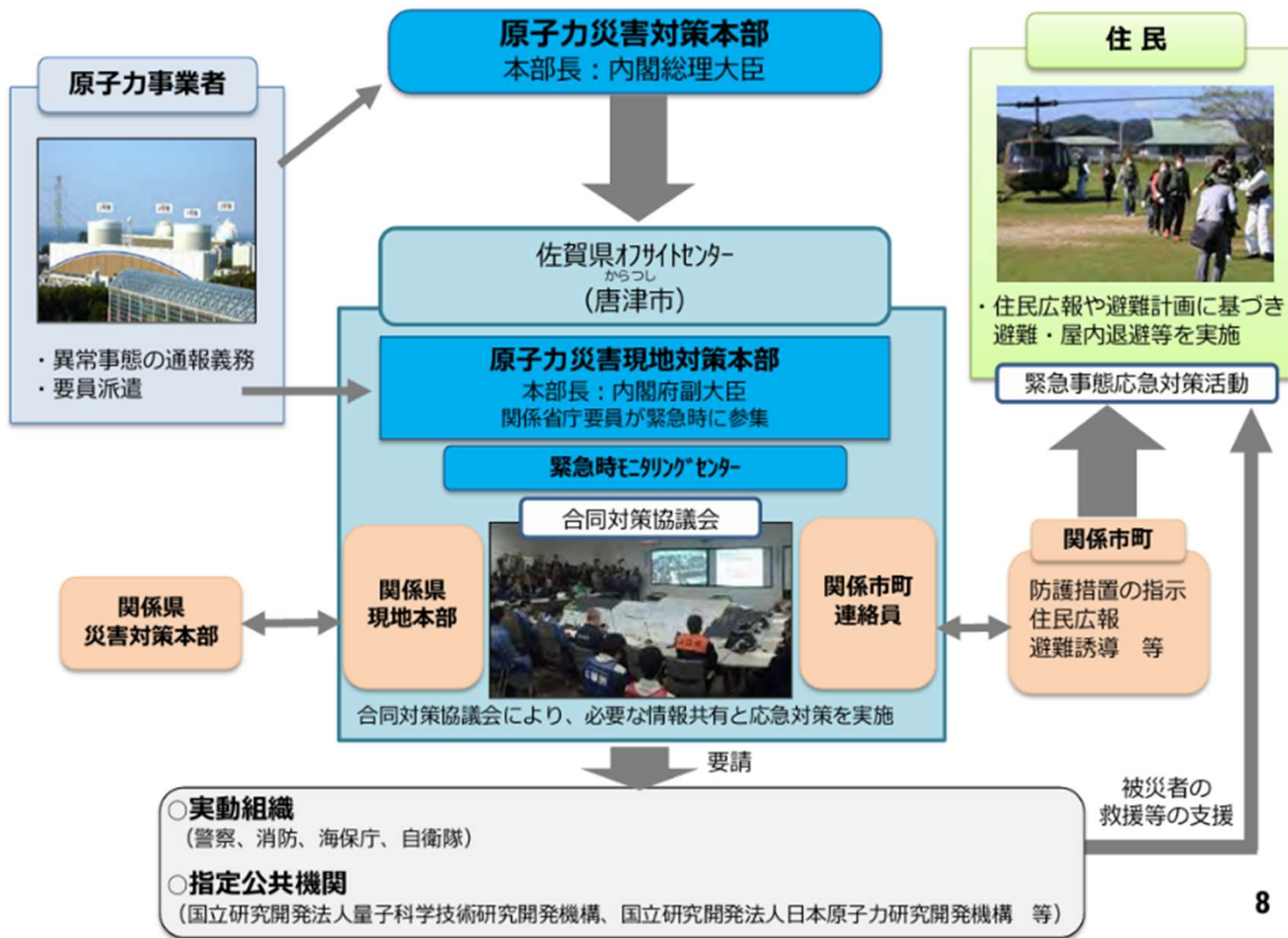
原子力防災会議における業務範囲
被災自治体の運営支援は？



出典：原子力防災対策の現状、第46回原子力委員会資料第1号、令和4年11月 内閣府（原子力防災担当）

地方自治体の原子力災害発生時の対応体制の例

－内閣府防災資料



原子力災害対策法
首相に権限を集中させる法体系

全国原子力発電所所在市町村協議会

全体会議は毎年秋に国との意見交換を目的に開催

会 員：25市町村
準会員：3町村

自治体等における原子力防災計画策定に際しての主要な課題

1. 要配慮者の安全な避難

- ◆避難の実施に時間がかかり、特別の移動手段や避難先が必要となる要配慮者（病院の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の傷病者など）の安全な避難の確保が課題。特に、即時避難が求められる5 km圏内については、地域毎に具体的対策の立案が急務。
- ◆要配慮者施設の放射線防護対策工事は対応策の中核。移動手段としての福祉車両確保も重要。

要配慮者1人に健常者2人
要配慮者の移動負担許容度

2. 移動手段（バス）の確保

- ◆地域のバス会社の応援を得る等により、避難の足となる車両の確保が急務。

輸送関係者も被災者？
用途変更可能は観光関係？

3. 複合災害時の避難

- ◆地震、津波、大雪、大雨時における避難所、避難用車両、避難経路の確保が課題。

複合災害を考慮すれば、通所の
避難所の受け入れ困難→ホテル・旅館（昔はお寺本堂）

4. 安定ヨウ素剤の事前配布

- ◆5 km圏住民に事前配布するとされている安定ヨウ素剤について、配布率のさらなる向上と、配布に伴い自治体が負う実務のさらなる軽減。
- ◆概ね5～30km圏内においても、緊急配布の受取の負担を考慮した場合、事前配布により避難等が一層円滑になると想定される住民への適切な事前配布を推進。

ヨウ素剤の事前配布・更新
不携帯者への対応
使用統制？ 使用確認

準備・配布責任は自治体、使用責任は個人？

5. 避難受入れ自治体による「受入れ体制」の整備

- ◆30km圏外にある避難受入れ側自治体の体制整備についての指摘あり。連絡や避難所立ち上げ等の防災訓練の実施、自治体職員や住民への研修・広報が必要。

複合災害時の受入れ優先順位
受入地域住民への説明・理解

6. 避難退域時検査及び簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング実施体制の整備

- ◆避難住民を円滑に避難退域時検査等する体制の整備（資機材整備、要員確保、場所選定）が必要。

避難者受入れ体制の役割分担
整備負担（ヒト、モノ、カネ、情報等）

※ 複合災害時、自治体は他の災害対応に加えて優先順位を決めながら対応することになる。一方で、事前に未確定なことが多い。

1 危機管理の概念

- 4つの「防」
- 災害類型と関連法制

2 原子力災害派遣

- 政府・自治体等の体制
- 関連法制に基づく自衛隊の対応
- 複合災害への体制

3 東日本大震災時における複合災害への対応

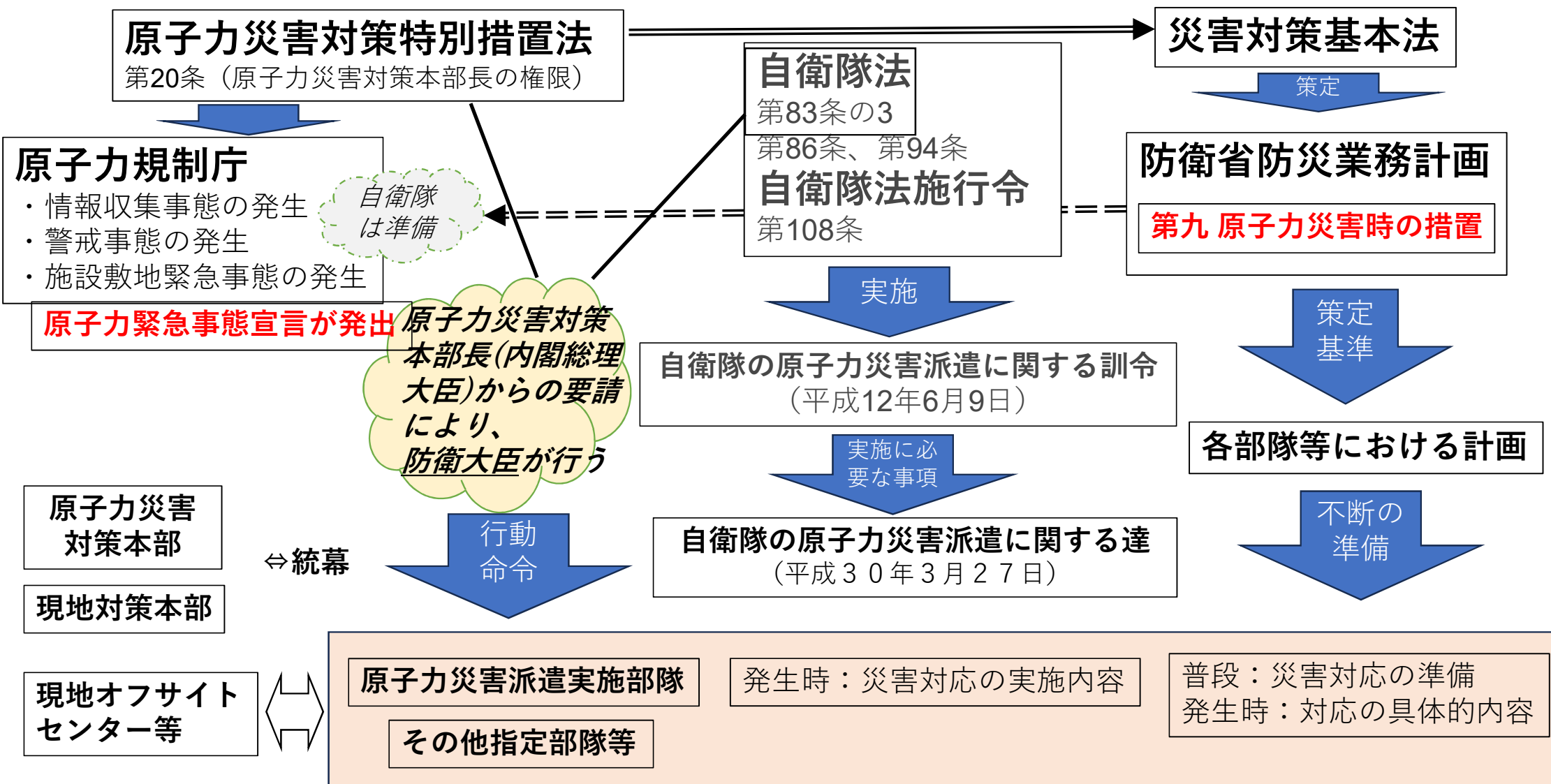
4 その他

- 広域避難について考える
- その他の複合災害を考える



画像は北海道新聞：泊原発におけるテロ想定訓練、2024.12.8

自衛隊の原子力災害派遣の関連法制等



防衛省防災業務計画の概要

第一 総則

- 1 計画の目的
- 4 防災業務実施の方針

第二 災害に対する準備措置

- 1 情報の収集・連絡
- 2 関係機関との連絡調整
- 3 災害派遣等に係る計画の作成
- 4 防災に関する教育訓練
- 5 防災関係資機材等及び施設の整備及び点検
- 6 隊員の態勢

第三 災害時における措置

- 1 災害派遣等初動の準備
- 2 災害に係る第1次情報等の収集等
- 3 活動態勢の確立
- 4 通信の確保
- 5 航空機運用総合調整システム（FOCS）の活用
- 6 航空情報（ノータム）等の発行依頼
- 7 予報及び警報の伝達に対する協力
- 8 災害派遣の実施
- 9 災害派遣時等における広報
- 10 災害派遣時に実施する救援活動
- 11 災害派遣時等の権限
- 12 被災地域内の自衛隊病院等における医療活動

第四 大規模災害時の措置

- 1 内閣及び非常本部等に対する輸送協力等
- 2 政府本部への連絡員の派遣及び対策本部等の設置等
- 3 大規模災害時の日報
- 4 大規模震災についての特例

災害時の
共通事項

第五 地震防災派遣時における措置

- 1 地震に関する情報等の収集及び伝達
- 2 地震災害警戒本部の設置
- 3 地震防災派遣の実施
- 4 災害派遣の準備
- 5 防災応急対策の実施
- 6 地震防災派遣時の権限
- 7 地震防災に関する教育訓練

個別事象
への措置

第六 首都直下地震における措置

- 1 首都直下地震の災害派遣に関する計画の作成
- 2 首都直下地震災害対策本部の設置
- 3 災害派遣の実施
- 4 首都直下地震に対する準備措置
- 5 緊急対策区域内に所在する駐屯地等における措置
- 6 首都直下地震防災に関する教育訓練

第七 南海トラフ地震における措置

第八 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における措置

第九 原子力災害時の措置

- 1 原子力災害派遣の実施
- 2 原子力災害に係る部隊等の派遣
- 3 原子力災害対策本部等への連絡員の派遣、対策本部等の設置等
- 4 原子力艦の原子力災害に係る措置
- 5 被ばく線量の指標及び放射線防護対策
- 6 原子力災害に関する教育訓練

第十 感染症に係る災害時の措置

- 1 感染症に対する準備措置
- 2 災害派遣の実施

参考1：都市部、山間部及び島しょ部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について

参考2：都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表

原子力災害時の措置事項（防衛省防災業務計画第九）

1 原子力災害派遣の実施

(1) 原子力緊急事態宣言前の措置

ア 原子力規制庁から、**情報収集事態の発生**について情報提供

- ・ 防衛省内及び現地部隊と情報を共有
- ・ 指定部隊等の長は、都道府県知事等との間で、原子力事故等に関する情報を入手

イ 原子力規制庁から、**警戒事態の発生**について情報提供

- ・ 防衛省内 及び現地部隊と情報を共有
- ・ 指定部隊等の長は、住民避難等について派遣準備を実施

ウ 原子力規制庁から、**施設敷地緊急事態の発生**について情報提供

- ・ 原子力災害派遣実施部隊の長は、直ちに派遣準備を実施

(2) 原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部長から防衛大臣に対する要請

原子力災害派遣実施部隊の長は、**防衛大臣の命令により、原子力災害派遣を実施**

(3) 原子力災害派遣の実施

・ **防衛大臣**は原子力災害対策本部長と密接な連絡調整を保つ

・ **原子力災害派遣実施部隊の長**は、当該地域を担当する部隊等の長を通じて、原子力災害現地対策本部長及び関係機関特に関係都道府県知事との間で、密接に連絡調整を保つ

・ **当該都道府県の防災会議の委員たる部隊の長**は、自衛隊と当該都道府県との調整の任に当たる

(4) 原子力災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、原子力災害派遣を終了

・ 部隊等の撤収を命じた**原子力災害派遣実施部隊の長**は、撤収後、**将来の原子力災害派遣のため**に必要なと思われる事項がある場合には、これを関係機関に連絡

・ **緊急を要しない応急復旧又は本格的復旧**で自衛隊法第100条に定める要件を満たすものについては、撤収後、土木工事等の委託を受けこれを実施することができる。

(5) 原子力災害派遣時に実施する支援活動の具体的内容。

① **緊急時モニタリング支援**：航空機、艦艇等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からの又は海上における緊急時モニタリングを支援する。

② **被害状況の把握**：車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動（目視等による人的・物的被害の確認等）を行って被害の状況を把握する。

③ **避難の援助**：避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

④ **行方不明者等の搜索救助**：主に原子力事業所外において行方不明者、傷者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

⑤ **消防活動**：火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑥ **応急医療、救護**：被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑦ **人員及び物資の緊急輸送**：原子力災害**対策本部設置前にあっては原子力規制庁から、設置後にあっては原子力災害対策本部長から**、次のアからオまでに掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛省に依頼又は要請があった場合には、別に定める申合せにより、速やかに空輸支援を行う。

ア 緊急技術援助組織の構成員たる専門家の招集及び現地への派遣

イ 国の原子炉、放射線防護等に関する専門家の現地への派遣

ウ 緊急モニタリング要員及び機器の動員

エ 国の原子力災害現地対策本部等の要員の現地への派遣

オ 現地における緊急医療活動を充実強化するため、原子力災害医療派遣チームの現地への派遣

また、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑧ **避難退域時検査及び簡易除染**：避難者及び資機材の避難退域時検査並びに被ばく者及び被ばくした施設等の簡易除染であって、自衛隊が実施可能なものについて実施する。

⑨ **その他**：原子力事業者の対応状況を踏まえた上で必要がある場合には関係機関と連携し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、原子力災害収束に向けた対応の支援を行う。

(6) 原子力災害派遣中に、緊急事態応急対策の支援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に原子力災害派遣中の航空機の支援活動に支障を来さない範囲内において搭乗させることができる。

2 原子力災害に係る部隊等の派遣

(1) 原子力災害対策本部**設置前の措置**：原子力災害対策本部設置前においては、都道府県知事等からの要請に基づいて、**災害派遣として部隊等を派遣**するものとする。

(2) 原子力災害対策本部**設置時の措置**

① 原子力災害対策本部が設置された時点において、当該原子力災害に関し都道府県知事等の要請により災害派遣活動を実施している場合にあっては、原子力災害対策 本部長と調整の上、**原子力災害対策本部長から当該活動に関する原子力災害派遣の要請を受けて活動を継続する**とともに、その旨都道府県知事等に連絡する。

② 原子力災害対策本部設置時においては、**原子力災害対策本部長からの要請に基づいて、原子力災害派遣として部隊等を派遣するものとする**。なお、原子力災害対策本部設置後に都道府県知事等からの災害派遣要請の打診があった場合は、**防衛省を通じ原子力災害対策本部と調整し、原子力災害対策本部長からの要請に基づく支援活動を速やかに実施**するとともに、その旨を都道府県知事等に連絡するものとする。

(3) 原子力緊急事態**解除宣言前において**、原子力災害対策本部長又は都道府県知事等から**自衛隊の部隊等の撤収要請を受けた場合**その他自衛隊による支援の必要がないと判断される場合には、**防衛大臣の命令により撤収する**ものとする。

(4) 原子力緊急事態**解除宣言時の措置**：原子力緊急事態解除宣言が発せられる場合で、かつ都道府県知事等からの災害派遣要請がなされていない場合において、依然として自衛隊の活動を継続する必要があると認められる場合は、**改めて都道府県知事等からの災害派遣要請を受けて活動を継続**するものとする。なお、この場合において都道府県知事等からの要請がなされないときは、防衛大臣の命令を受けて速やかに撤収するものとする。

3 原子力災害対策本部等への連絡員の派遣、対策本部等の設置等

(1) 原子力災害の発生に際しては、必要に応じて、(1)の規定に準じて、統合幕僚監部に災害対策室（室長：統合幕僚監部運用部長）又は災害対策連絡室（室長：統合幕僚監部運用部運用第2課長）を設置するものとする。

(2) **内閣府に原子力災害対策本部が設置された場合**には、原則として**統合幕僚監部等から原子力災害対策本部に連絡員（本部事務局員）を派遣**するものとし、当該本部に**現地対策本部が設置された場合には、原則として統合幕僚監部等から同本部に連絡員（本部事務局員）を派遣**するものとする。また、**現地オフサイトセンター等に原子力災害派遣実施部隊又はその他指定部隊等を派遣**するものとする。

(3) 災害が**大規模な場合**その他特に必要があるときは、**防衛省又は現地に原子力災害対策本部を設置**する。当該本部の構成、運営要領等については、第四(4)の規定による災害対策本部の構成、運営要領等を準用する。

4 原子力艦の原子力災害に係る措置

(1) 災害派遣の実施：原子力艦の原子力災害に際しては、**都道府県知事等からの要請に基づいて、災害派遣**として部隊等を派遣するものとする。

① 緊急時モニタリング支援

② 避難の援助

③ 応急医療、救護

④ 人員及び物資の緊急輸送

⑤ その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 政府本部への職員の派遣

(3) 政府本部が行う現地対策本部の設置に際して、現地の地方防衛局は協力するほか、必要に応じ現地対策本部に職員を派遣するものとする。

(4) 現地の地方防衛局は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係地方公共団体等に連絡する

(5) 内部部局及び地方防衛局は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、**日米地位協定等に基づき適切に処理**するものとする。

5 被ばく線量の指標及び放射線防護対策

(1) 被ばく線量の指標

原子力災害に関して自衛隊法第83条又は第83条の3に基づき派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、**実効線量で100 mSvを上限**とする。

作業内容に応じて、**眼の結晶体については等価線量で300 mSv、皮膚については等価線量で1 Svを併せて上限**として用いる。

(2) 作業時の放射線防護対策

(1)の作業を実施する際には、**防護具の装着、被ばく線量の測定等、必要な防護対策**をとり、作業を実施する隊員の健康管理に特段の配慮を行う

(3) 駐屯地等の施設の放射線防護対策

駐屯地等における施設の放射線に対する必要な防護対策については、原子力災害時における活動を踏まえ、対象施設の選定を含め、検討を行う

6 原子力災害に関する教育訓練

(1) 原子力災害対策特別措置法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害

対策基本法第48条第1項の防災訓練その他関係機関等の主催する原子力防災訓練に参加し、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。

(2) 隊員に対し、それぞれの**任務、役割等に応じた原子力災害に関する教育**を行う。

自衛隊における原子力災害派遣の不断からの準備

- 原子力災害派遣計画の作成、更新(災害対策基本と同様の内容は、以下のように読み替えて適用)
 - 「災害派遣」⇒「原子力災害派遣」／「災害の救援」⇒「緊急事態応急対策の支援」
 - 「指定する部隊等の長」⇒「原子力災害派遣実施部隊の長」
- 当該計画に基づく**所要の準備**
 - **情報資料の収集整理**
 - (1)原子力事業所の事業内容、原子力事業者防災業務計画及び防災組織
 - (2)自治体・指定地方行政機関・指定公共機関等関係機関の災害予防責任者 & 原子力災害予防対策の内容
 - (3) 原子力事業所周辺地域における現況
 - ア 住民（原子力事業所からの距離及び方向に応ずる人口を含む。）
 - イ 病院、医院、診療所の配置及び能力
 - ウ 稜線、水系及び植生
 - エ 交通及び通信施設
 - オ 避難所、ヘリポート適地等の防災関連施設
 - カ 気象及び海象の特性
 - **原子力災害派遣訓練**

原子力災害派遣等に関する報告

- (1)原子力災害の状況、特に放射線による影響がある地域の範囲
- (2)関係機関の活動状況及び住民の状況
- (3)派遣勢力及び活動状況 ————— 派遣場所、派遣部隊等、派遣期間、延べ派遣人員、延べ車両、延べ航空機、主要成果の概要又は概数その他特に必要と認める事項
- (4)成果の概要
- (5)じ後の見通し及び計画

参照：自衛隊の原子力災害派遣に関する達(平成30年3月27日)

自衛隊への原子力災害派遣要請の仕組み

発生

原子力緊急事態宣言

原子力災害対策特別措置法(1999年12月)
(第20条:原子力災害対策本部長の権限)
自衛隊法第83条の3

原子力対策本部長
(内閣総理大臣)

原子力災害派遣要請

防衛大臣

原子力災害派遣の下令

統合作戦司令官

召集の
下令

即応予備自衛官
予備自衛官

派遣部隊の長
陸上総隊司令官
自衛艦隊司令官、地方総監
航空総隊司令官

出頭

部隊等

派遣時の任務

- ◇人員・物資の輸送支援
- ◇住民避難支援、搜索活動
- ◇放射線や放射性物質の測定の実施・支援
- ◇給水・放水・除染支援

都道府県知事その他関係機関と緊密に連絡調整

※ 自衛隊の原子力災害派遣に関する訓令

普段からの連携

- ◇原子力規制庁に陸上自衛官出向2名(2012年9月から)
- ◇関連計画の見直しや各自治体が主体となっていく原子力防災訓練に参加

※ 災害派遣の「救援活動」とあるのは原子力災害派遣では「支援活動」

原子力防災の取り組みと 国の支援体制について、平成29年2月 内閣府（原子力防災担当）に加筆

警察組織

- ✓現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓避難住民の誘導・交通規制
- ✓避難指示の伝達
- ✓避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓傷病者の搬送
- ✓避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓巡視船艇による住民避難の支援
- ✓緊急時に列グ支援
- ✓船舶等への避難指示の伝達
- ✓海上における警戒活動



自衛隊

達第10条に記述されている支援内容（**人命又は財産の保護が目的**）

- 1) モニタリング支援
- 2) 被害状況の把握
- 3) 避難の援助
- 4) 行方不明者等の搜索、救助
- 5) 消防活動
- 6) 応急医療、救護
- 7) 人員及び物資の緊急輸送
- 8) 危険物の保安及び除去
- 9) その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの



自衛隊が行うその他の措置

1. 原子力災害の規模、様相等に応じた措置

○初動において標記に関する情報収集を行い、支援能力が不足することが予測される場合は、速やかに報告

○緊急事態応急対策実施区域以外の警備区域を担当する部隊等の長は、原子力災害の規模、様相等に応じて、速やかに必要な部隊等を緊急事態応急対策実施区域に派遣できる態勢をとる

○都道府県知事等との調整

2. 広報

○報道機関に対して自衛隊の支援活動状況を適時発表に、その取材協力に関する便宜供与を図り、支援活動に対する国民の協力態勢の醸成に務める。

○支援地域住民に対しては、地域行政機関等と協力して適時必要な事項を広報し、民心の安定に寄与する

参照：自衛隊の原子力災害派遣に関する達(平成30年3月27日)

自衛隊の特殊武器（NBC）対処部隊

検知・除染・救助

救命

中央レベル



中央特殊武器防護隊
特殊武器防護隊 × 2



対特殊武器衛生隊
対特殊武器治療隊 × 2

地域レベル

師(旅)団
特殊武器防護隊 × 11
化学防護隊 × 4



方面衛生隊 × 5
野外病院隊
救急車隊



師(旅)団
後方支援連隊衛生隊 × 15



地下鉄サリン事件時の車両内除染



福島第一原発事故(菅総理、自衛隊放水部隊へ訓示)



福島第一原発事故の除算作業準備中の中央特殊武器衛生隊

消防組織と役割

日本消防：他の役所同様、平時における事務を仕事とするサービス(汎用・平時)組織として設計
(アメリカ消防は道具的(機能・有事)組織として設計)

道具的組織＝ハイパーレスキューのように特殊機能。
24時間体制で動ける組織。自己完結的に行動できる
組織（管理・会計・兵站・広報）



阪神淡路大震災

⇒消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）

本部では、**警防部**がポンプ隊と特別救助隊を統括

現場では、**指揮隊（方面）**が現地部隊を統括

消防職員合計	18,408人
消防吏員	17,984人
消防吏員以外の職員	424人
消防署	81署
消防分署	3分署
消防出張所	208所
消防車両	1,974台

消防の広域応援体制 一機能別編制一

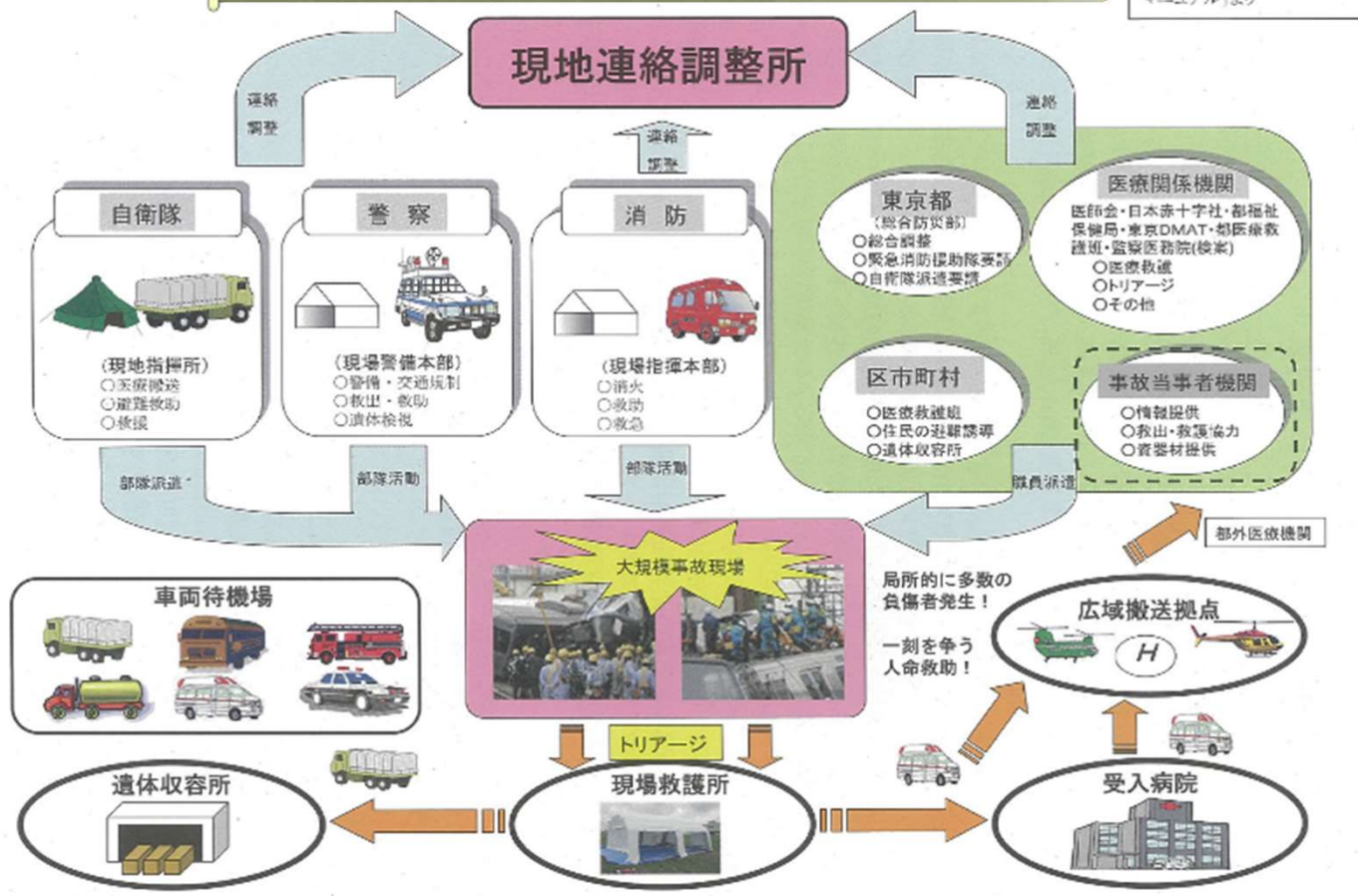
被災地域の知事が総務省消防庁に要請
消防庁が非被災地域の都道府県等に要請



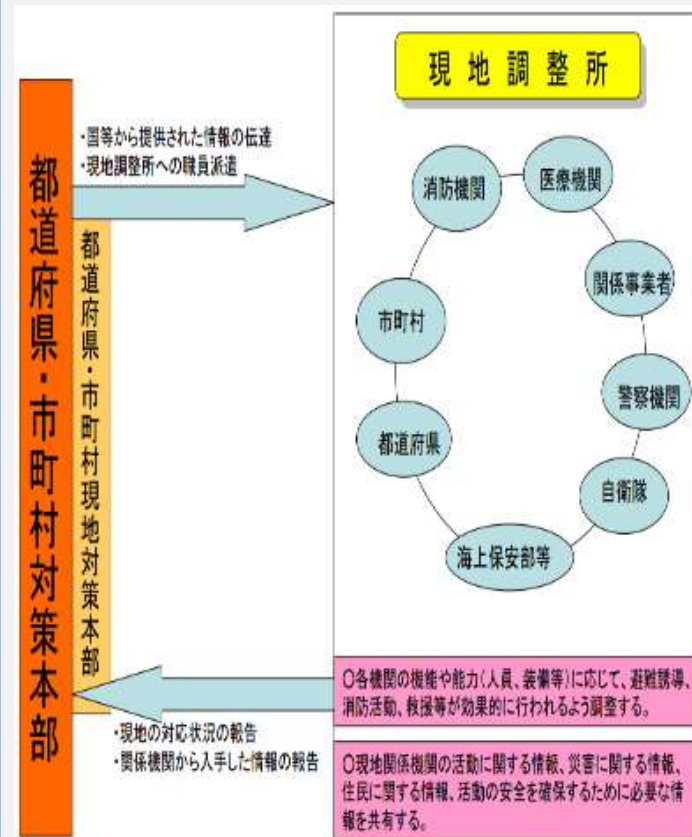
現地連絡（合同）調整所の概要 — 原子力災害対応はオフサイトセンター？

大規模事故現場における活動イメージ図

＜参考＞
「大規模事故における相互連携マニュアル」より



国民保護措置における現地調整所



出典：「国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について」参考2、平成19年4月9日 内閣官房

A background image showing a car on fire with thick black smoke rising from it. A person in a dark shirt and light pants is running away from the burning car towards the left. The scene is outdoors with a fence and trees in the background.

警察・消防・自衛隊・都・区の相互関係

指揮:Command ではなく

調整:Coordination

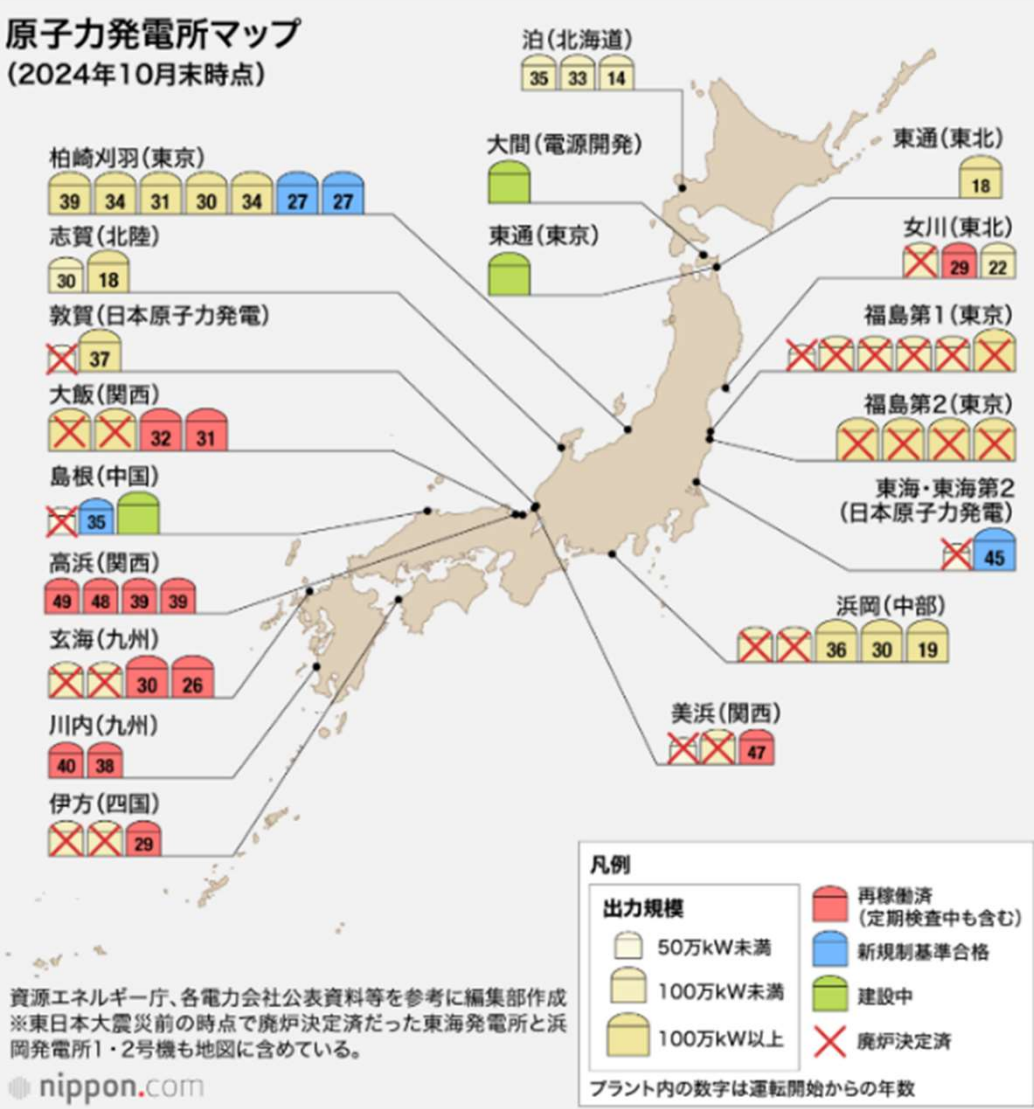
協力:Cooperation

協働:Collaboration

様々な力を結集して対処しなければならない

普段からの顔の見える関係が重要

政府等の原子力防災訓練の状況



自衛隊は、対策市町村である37道府県、140市町村の地域防災計画策定に関連するとともに、訓練に参加（図上訓練、実動訓練など）

実施年度	実施道府県、電力会社、発電所
令和4年度	福井県、滋賀県、岐阜県、関西電力(株)美浜発電所
令和3年度	宮城県、東北電力(株)女川原子力発電所
令和元年度	島根県、鳥取県、中国電力(株)島根原子力発電所
平成30年度	福井県
平成29年度	佐賀県
平成28年度	北海道
平成27年度	愛媛県
平成26年度	石川県
平成25年度	鹿児島県
平成22年度	静岡県
平成21年度	茨城県
平成20年度	福島県
平成19年度	青森県、日本原燃(株)再処理事業所
平成18年度	愛媛県、四国電力(株)伊方発電所
平成17年度	新潟県、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所
平成15年度	佐賀県、長崎県、九州電力(株)玄海原子力発電所
平成14年度	福井県、関西電力(株)大飯発電所
平成13年度	北海道、北海道電力(株)泊発電所
平成12年度	島根県、中国電力(株)島根原子力発電所



1 危機管理の概念

- 4つの「防」
- 災害類型と関連法制

2 原子力災害派遣

- 政府・自治体等の体制
- 関連法制に基づく自衛隊の対応
- 複合災害への体制

3 東日本大震災時における複合災害への対応

4 その他

- 広域避難について考える
- その他の複合災害を考える



画像は南日本新聞：川内原発での原子力防災訓練、2025.2.25

東日本大震災の教訓から強化された計画

1. 自治体機能低下に対する対応

- ◎ 現地対策本部の役割強化
- ◎ 応援職員の派遣枠組み

2. 被災者支援の強化

- ◎ 支援物資調達の円滑化
- ◎ 災害時要援護者に対する支援
- ◎ 広域避難、長期避難を想定した枠組み

3. 複合災害への対策強化

- ◎ 緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の情報収集の一元化
- ◎ 両本部の意思決定の一元化（両本部の合同会議を開催）
- ◎ 両本部の指示・調整の一元化（緊対：避難等、原対：放射線防護対策）

わが国のオールハザードアプローチの考え方

1. 政府の初動対応態勢：内閣官房(事態対処・危機管理担当)において一元的に総合調整

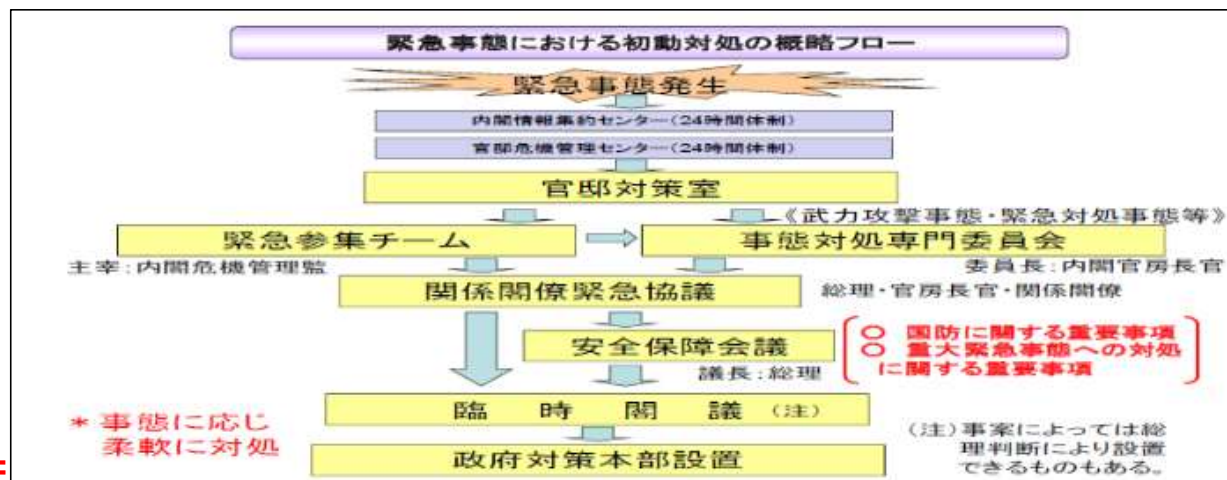
(1) 内閣危機管理監が実態として担う役割

- ① 緊急事態に対し内閣として必要な措置について第一次的に判断
- ② 初動措置について、内閣官房各部を指揮。& 関係省庁と総合調整。

(2) 災害・事故等の種類にかかわらず総合調整

- ① 情報収集活動
- ② 救命救助活動

情報収集部隊は？
欲しい情報は？
自治体等との関係は？



2. わが国の緊急事態の根拠法及び主幹府省庁

緊急事態の類型	根拠法	主幹府省庁
自然災害 大規模な火事・事故等	災害対策基本法	内閣府(防災担当) ※事故災害においては、関係省庁が事務局を担う
原子力災害	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)	原子力規制委員会 内閣府(原子力防災担当)
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ対策特別措置法(平成24年法律第31号)	内閣官房(内閣感染症危機管理統括庁)
武力攻撃事態等	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)	内閣官房(事態対処・危機管理担当：官邸対策室)

リスク対応官庁がクライシス対応法や所掌主体で対応

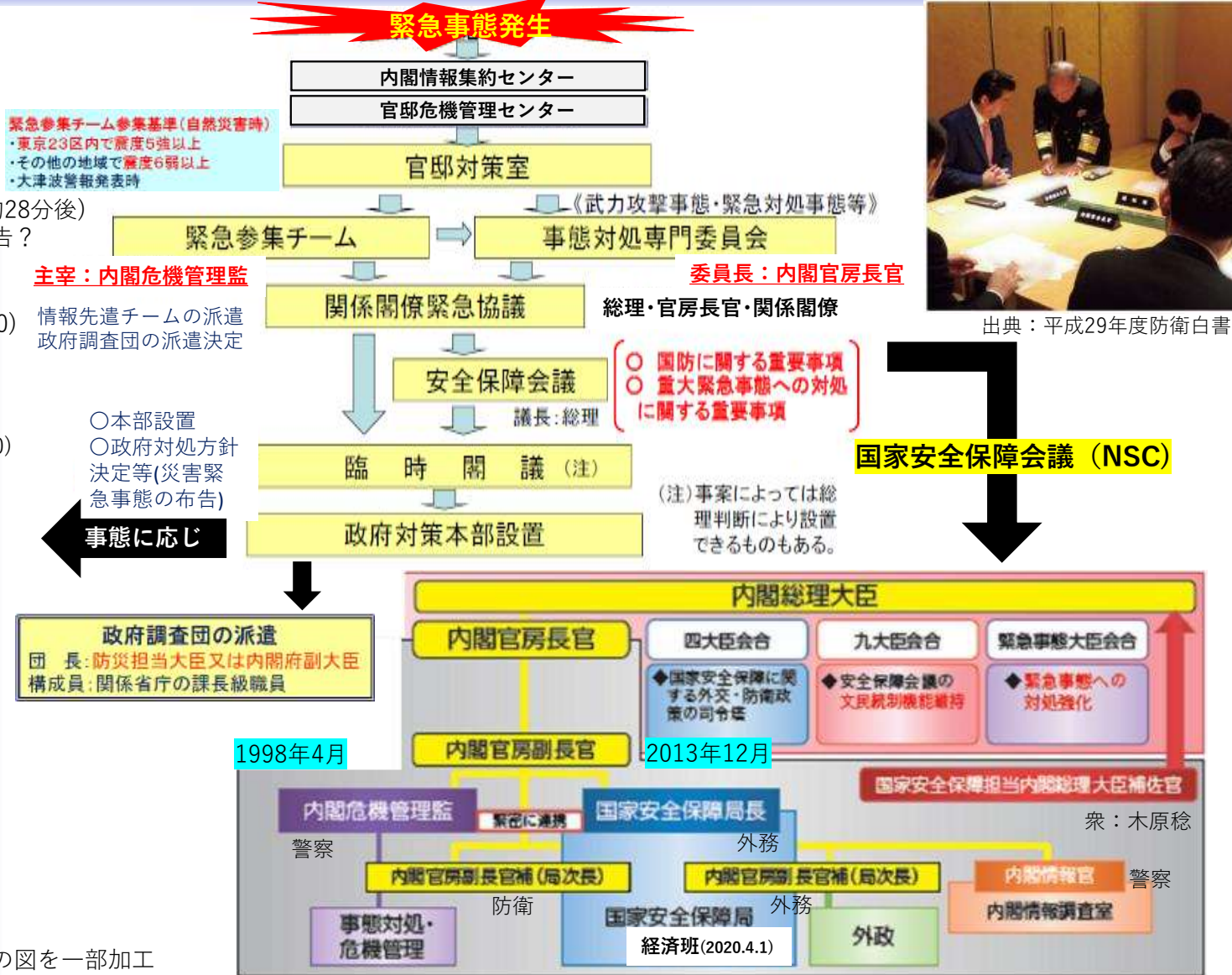
⇒ 総合的危機対応が脆弱？
(標準化の遅れなど)

⇒ 新規事案では協力が得られにくい？
(実行部隊が不足など)

出典：「政府の危機管理組織の在り方について(最終報告)、平成27年3月30日

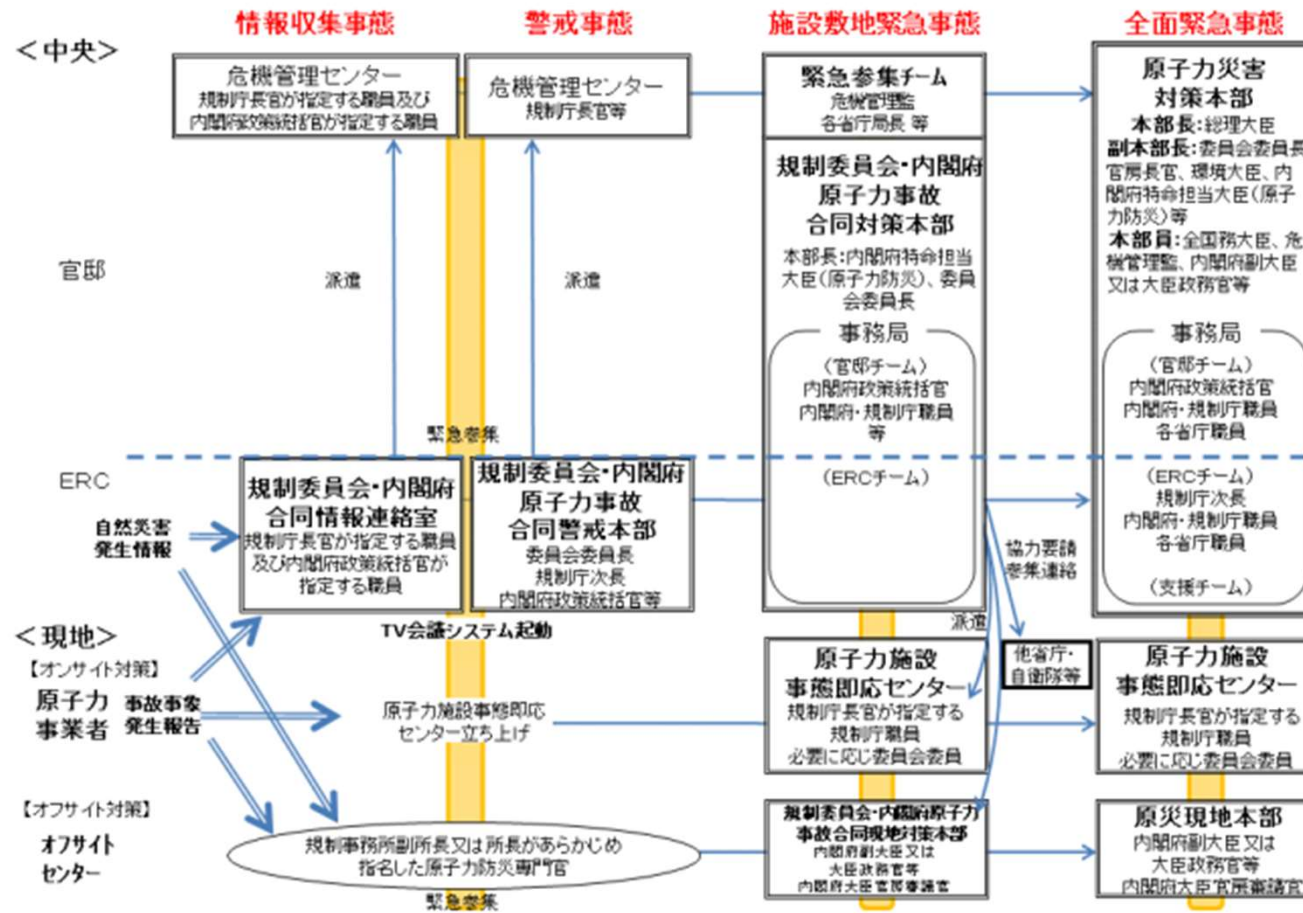
政府（内閣官房）の危機管理体制と国家安全保障会議

災害対策本部の設置



政府の原子力災害対策体制の全体像

全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行



全面緊急事態に係る初動対応の役割分担

政府の拠点・要員	原子力事業所の事故収束（オンサイト対策）	周辺住民の放射線防護（オフサイト対策）
1-1. 官邸 【原災本部】 総理大臣、官房長官、 環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、委員会委員長、原子力利用推進大臣等 【関係局長等会議等】 内閣府政策統括官、規制庁長等 【関係局長等会議等】 内閣府政策統括官、規制庁次長、危機管理監、各省局長等	＜応急対策の対処方針決定＞ ・ 原災本部長等の意思決定、官邸と各拠点との連絡を内閣府政策統括官等が補佐。 ・ 輸送支援や実地組織派遣等の総合調整は関係局長等会議を活用。 ・ 各拠点とのテレビ会議システム、ERSS等も接続し、官邸の情報集約を強化。	＜周辺住民の防護措置に係る指示＞ （例：パナソニックの指示） → 総理大臣 ※ 避難指示の発令には関係局長等会議が必要
1-2. 規制庁（ERC） 【原災本部事務局】 規制庁次長、機能班長等	＜中央（官邸）と現地（各拠点）を支えるバックオフィス＞ ・ 官邸の意思決定を支える情報分析、現地の対応状況のフォローアップ。 ・ オンサイト、オフサイトの各現場拠点への幹部派遣・委員等による一定の時間を要する間、現地対応をバックアップ。特に自治体との連絡調整。（例：PAZ連携実施）	＜緊急時モニタリング結果の情報収集・分析＞ ・ 緊急時モニタリング結果の情報収集・分析 ・ 現地対応に必要な関係省庁間調整（例：被災者への救援物資調達）
2-1. 原子力事業所 ・ 緊急時対策所 原子力規制事務局長等 ・ 災害対策拠点	＜事故収束対応の最前線＞ ・ 規制庁は炉内状況に基づき、現場の情報収集・応急措置の監督 ・ 事業者の事故収束活動の支援等	
2-2. 事態即応センター 規制庁長官が指定する規制庁職員、必要に応じて委員会委員等	＜事業者との現地調整拠点＞ ・ 委員会指示等の執行の監督 ※ 事業者との関係調整等において、関係省庁との連携を要する場合は、関係省庁との連携を要する。 ・ 事業者の経営判断に係る応急措置の重要な意思決定事項の連絡調整 ・ オンサイト対策の支援に係る連絡調整	
3. オフサイトセンター （原災現地本部、合同対策協議会） 内閣府副大臣又は大臣政務官、内閣府大臣官房参事官等		＜住民防護・支援の最前線＞ ＜自治体との現地調整拠点＞ ・ 原災本部長指示、各種対策の実施 ・ オフサイト対策の支援に係る連絡調整 ・ 自治体との具体的な対策の検討・調整 （例：避難指示の発令、緊急時モニタリング）
4. 緊急時モニタリングセンター 放射線環境対策室長、上席放射線防護専門官		＜緊急時モニタリングの最前線＞ ・ 現地における緊急時モニタリングの実施等

わが国の中央指令塔　－ 複合災害は？－

政策統括官(防災担当)・審議官

参事官 (総括担当)

参事官 (災害緊急事態対処担当)

参事官 (地方・訓練担当)

参事官 (調査・企画担当)

参事官 (防災計画担当)

参事官 (普及啓発・連携担当)

参事官 (防災デジタル・物資支援担当)

参事官 (避難生活担当)

参事官 (被災者生活再建担当)

参事官 (復旧・復興担当)

災害発災時の対応

- ・ 関係省庁災害対策会議等を開催し、情報の共有とともに、各般の施策を調整及び推進
- ・ 防災担当大臣等を団長とし関係省庁から成る政府調査団を派遣し、被災地の状況を把握
- ・ 内閣総理大臣を本部長とし全閣僚等から成る緊急災害対策本部等を設置 など

政策統括官 (原子力防災担当)

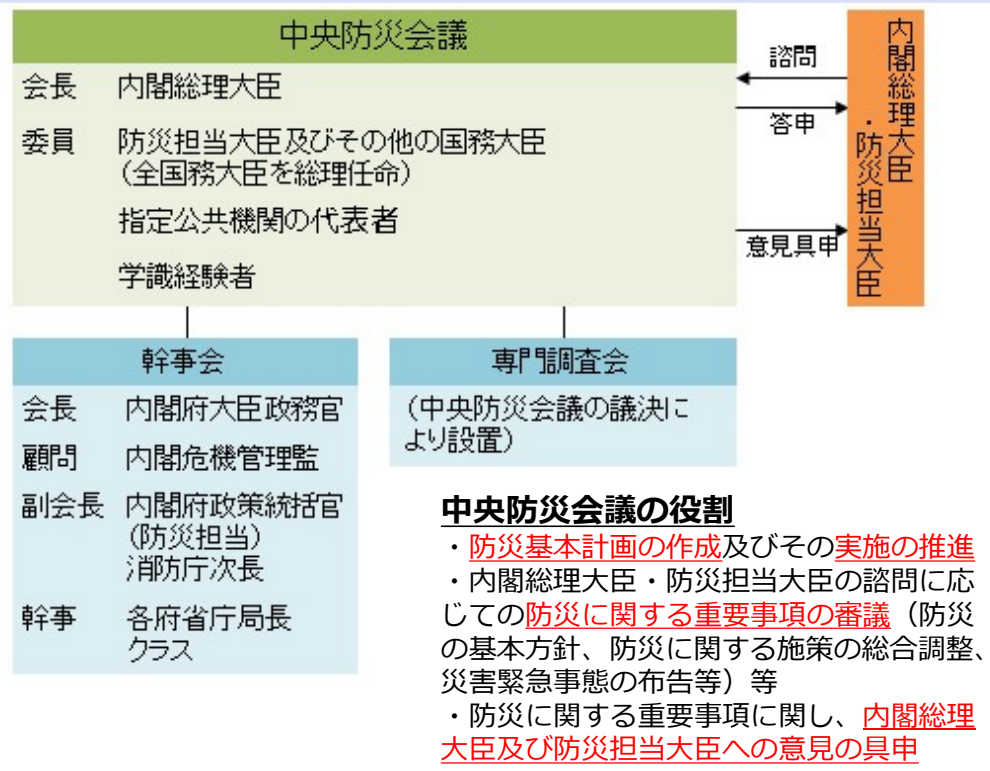
参事官 (総括担当)

参事官 (企画・国際担当)

参事官 (地域防災担当)

参事官 (総合調整・訓練担当)

- ・ 万が一の原子力事故に備え、関係省庁と関係自治体が一体となり、各地域の防災体制の充実・強化に取組。
- ・ 地方公共団体や原子力事業者等と合同で原子力総合防災訓練を実施。



原子力防災会議

内閣総理大臣を議長、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣 (原子力防災)、原子力規制委員会委員長を副議長とする原子力防災会議を設置

原子力防災会議の役割

・ 原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時の総合調整

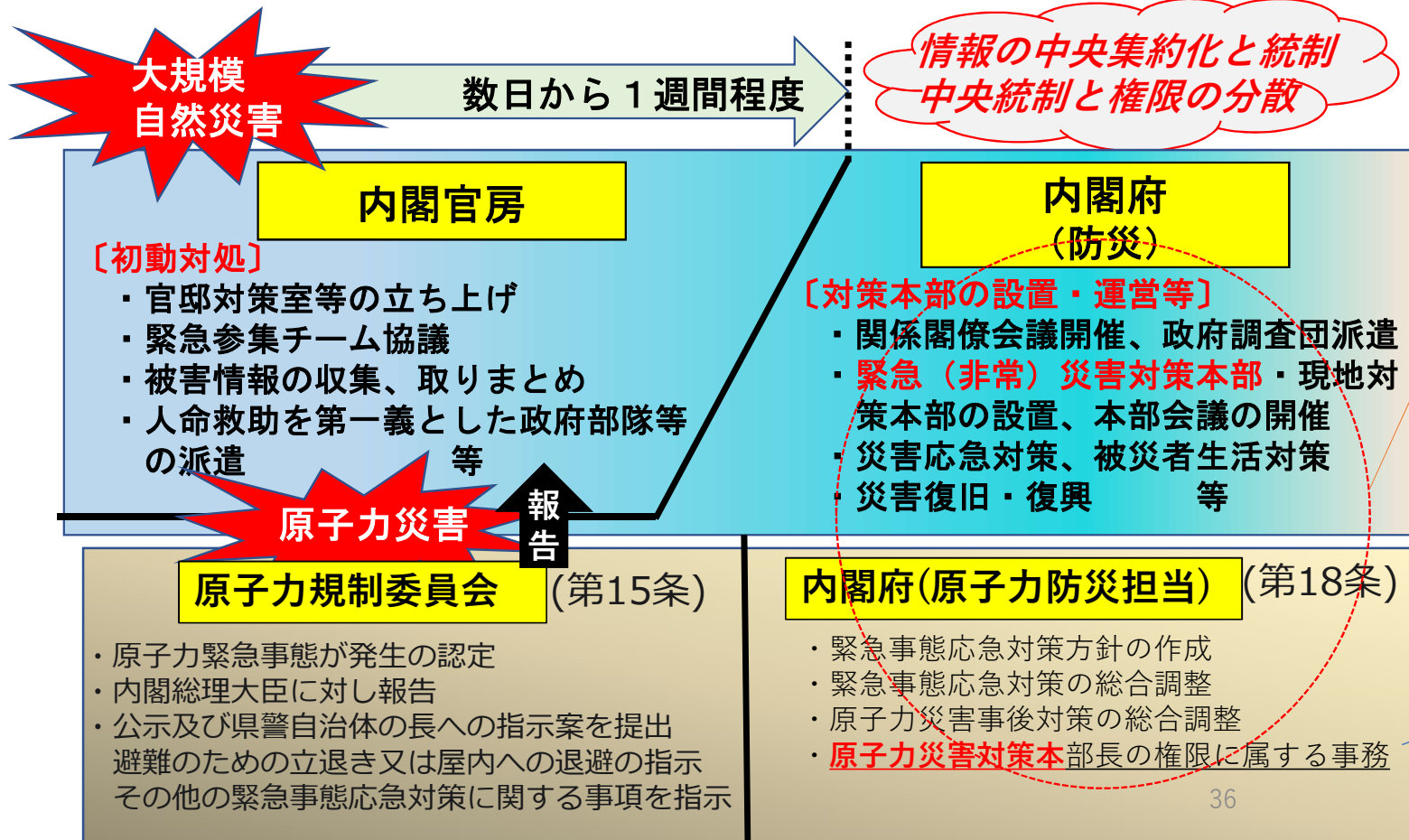
・ 事故後の長期にわたる取組の総合調整

平成25年9月3日の原子力防災会議で、各自治体の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する方針が決定され、これに基づき、内閣府に原子力発電所がある13地域毎に地域原子力防災協議会を設置し、国の関係省庁と関係自治体が一体となって地域の防災体制の充実・強化に取り組んでいます。 35

地域原子力防災協議会では避難計画を含む地域の緊急時対応の具体化・充実化を行っています。

災害発生時の政府の初動体制 — 政府内における組織分掌と担当兼任 —

- 初動対応については、**内閣官房が対処**。内閣府は、**内閣官房を補助**
- 政府災害対策本部設置以降は、内閣官房は本部に参画し、政府の対応が安定するまでの間（数日から1週間程度）、内閣府と連携しつつ、主導的に対処
- 政府災害対策本部設置の前後を通じて、内閣危機管理監が全体的に統括



大規模複合災害時

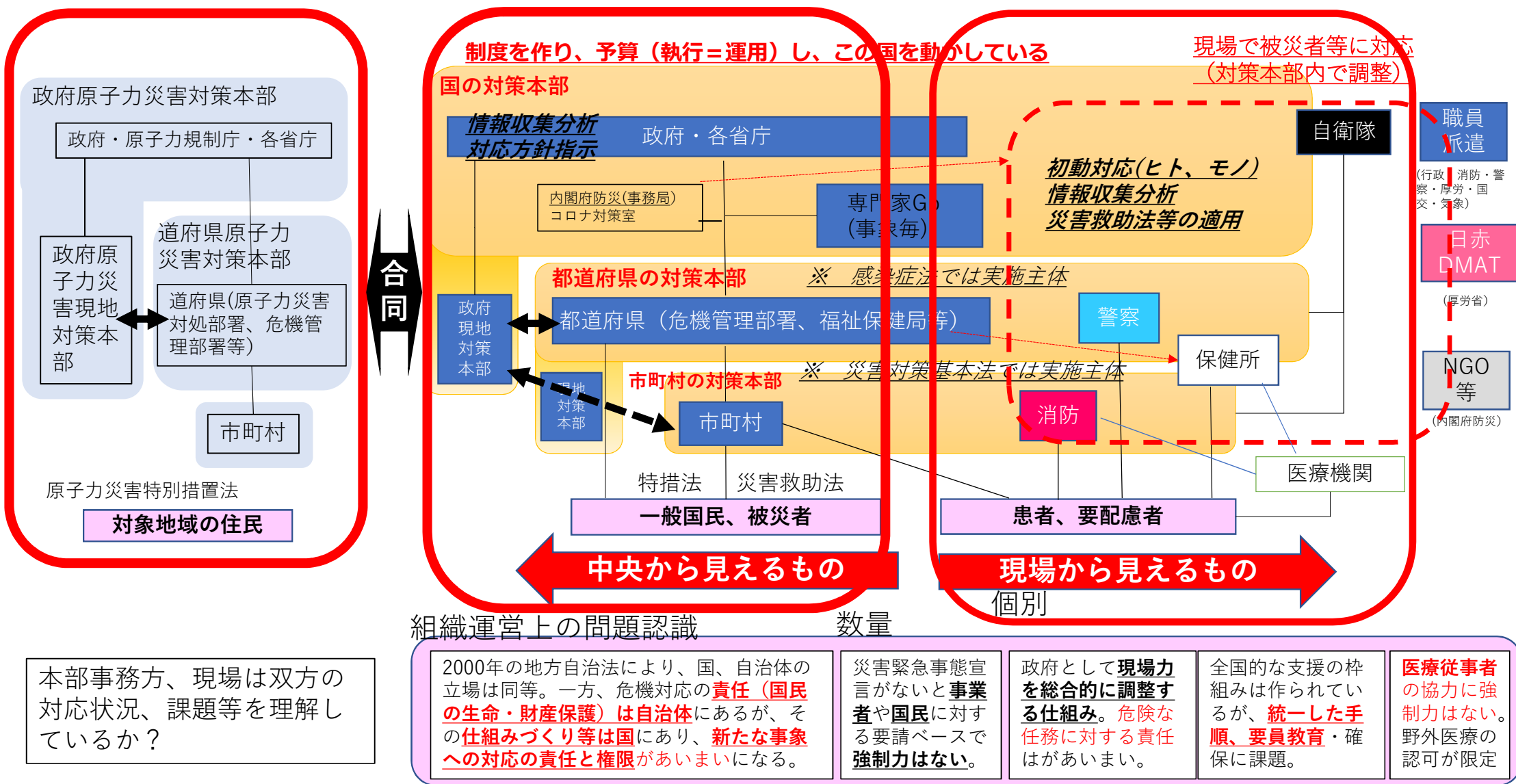
ERCチーム実動対処班は、**非対本部等の事務局の事案対処部門を兼ねて充て**、同事務局の設置場所（原則として8号館）にて**合同で業務を行う**。また、**関係機関等との調整**など、実動対処班の業務については、**非対本部等の事務局の設置場所において、非対本部等の業務と一体的に行う**（ただし、**オンサイト対応を除く**。）

（出典：「原子力災害対策マニュアル」）

原子力災害対策本部長の権限

- ・ 職員の権限の行使について調整
- ・ 権限を委任された職員等に対し、必要な指示
- ・ **防衛大臣に対し自衛隊の部隊等の派遣を要請**
- ・ 関係組織に資料又は情報の提供、意見の表明
- ・ その他必要な協力を求める
- ・ 事態の推移に応じ、対応を公示により変更

【参考】 国、地方自治体、実行組織の関係図 — 中央は別々、現場は一つ



1 危機管理の概念

- 4つの「防」
- 災害類型と関連法制

2 原子力災害派遣

- 政府・自治体等の体制
- 関連法制に基づく自衛隊の対応
- 複合災害への体制

3 東日本大震災時における複合災害への対応

4 その他

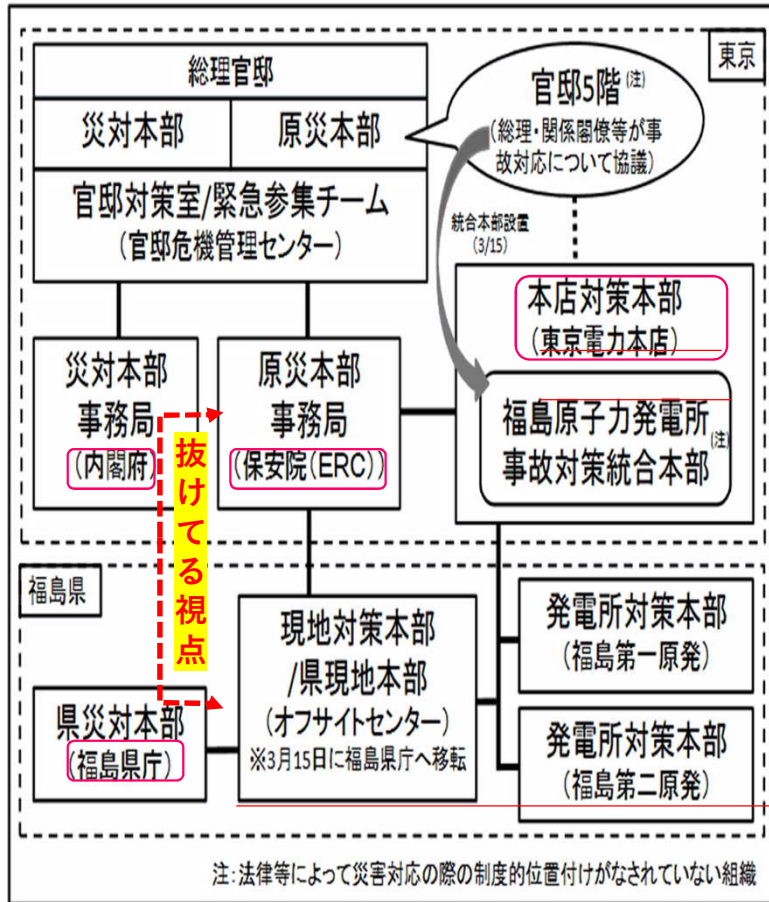
- 広域避難について考える
- その他の複合災害を考える



画像：装甲車の除染作業をする自衛隊員（Jヴィレッジ）、2011.4.12

東日本大震災時の複合災害対応

福島第一原発事故対応時の危機管理組織



原子力緊急事態時の危機管理体制

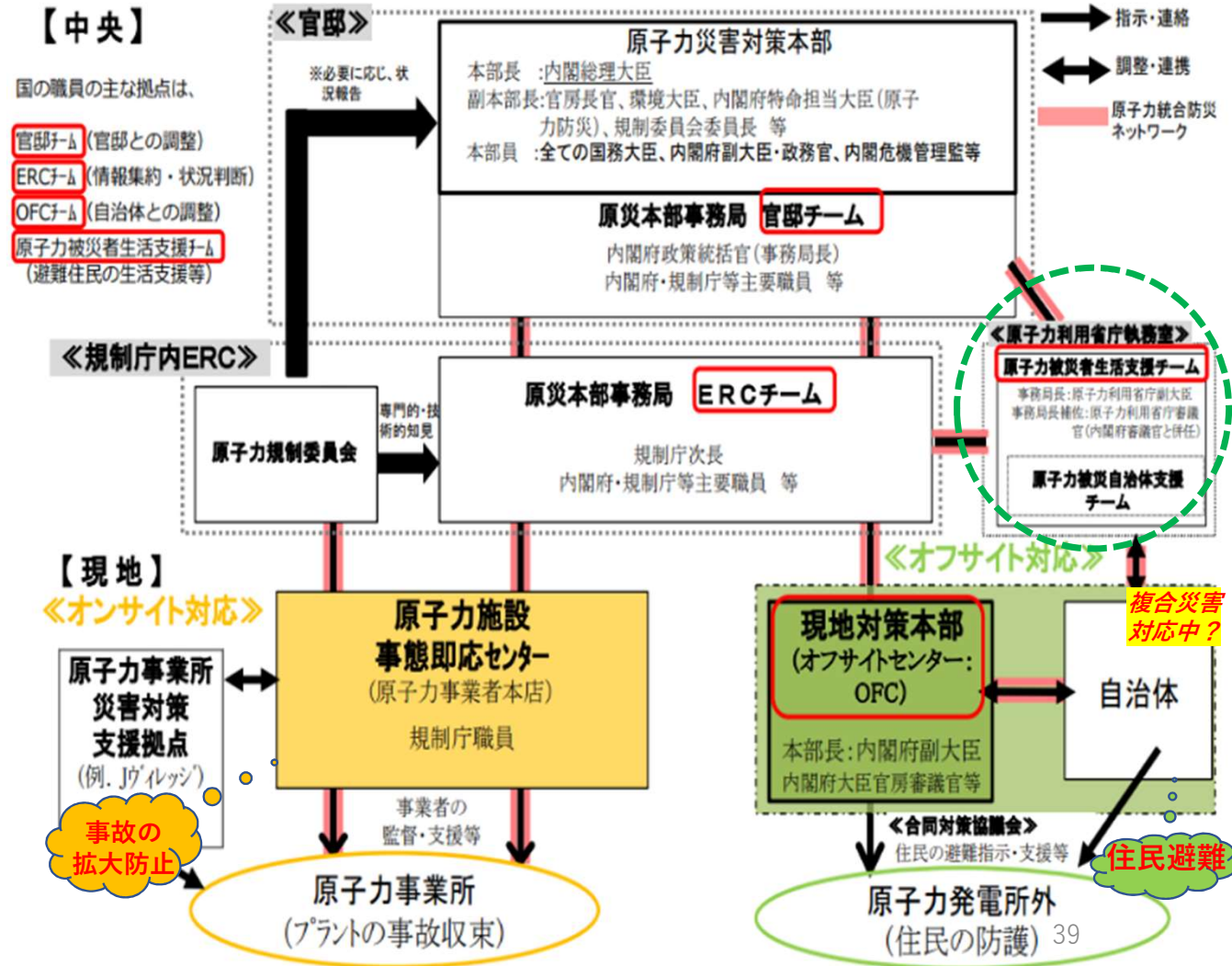
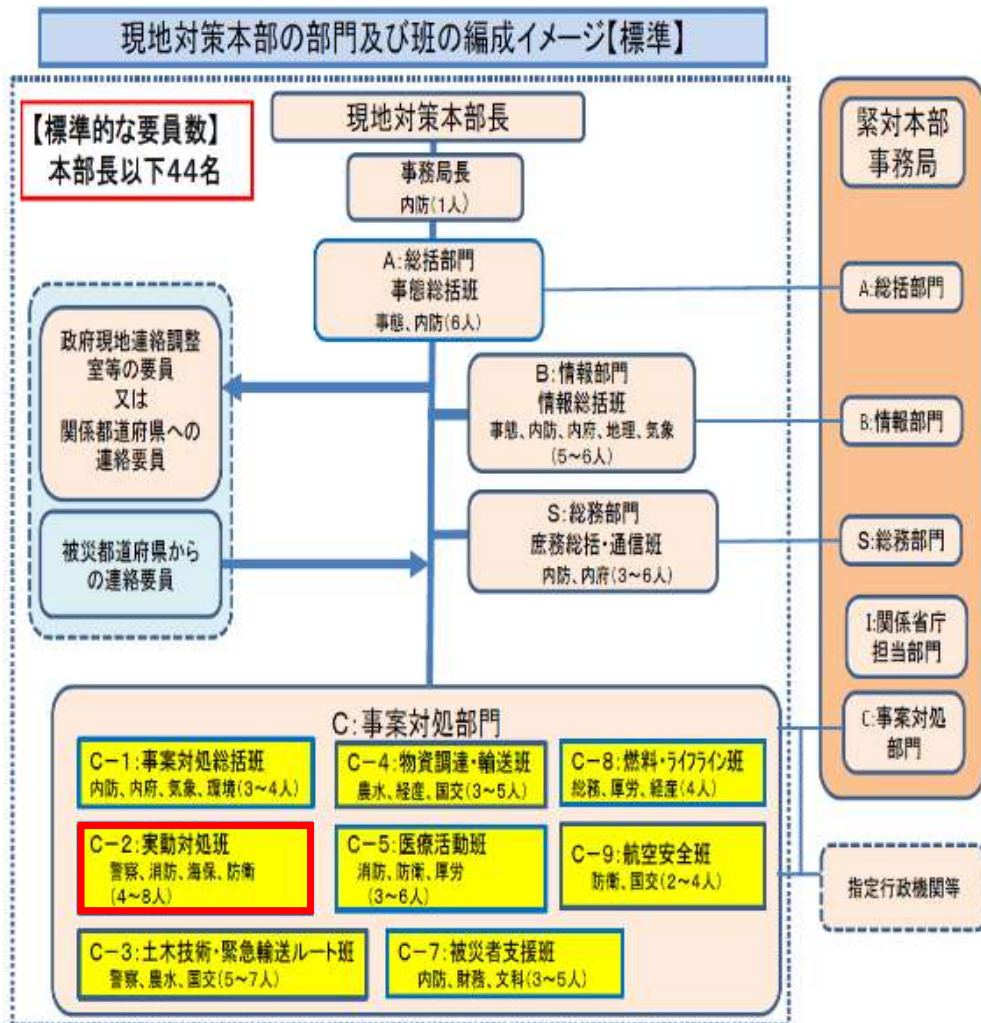


図2 福島第一・第二原発における事故対応等に関する組織概略図(3月15日以前)

出典: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (JAEA) ホームページ:

【参考】 政府の現地対策本部編成



※現地対策本部員については、本部長、事務局長(審議官)以外は、現地対策本部要員(A部門~D部門)として兼務

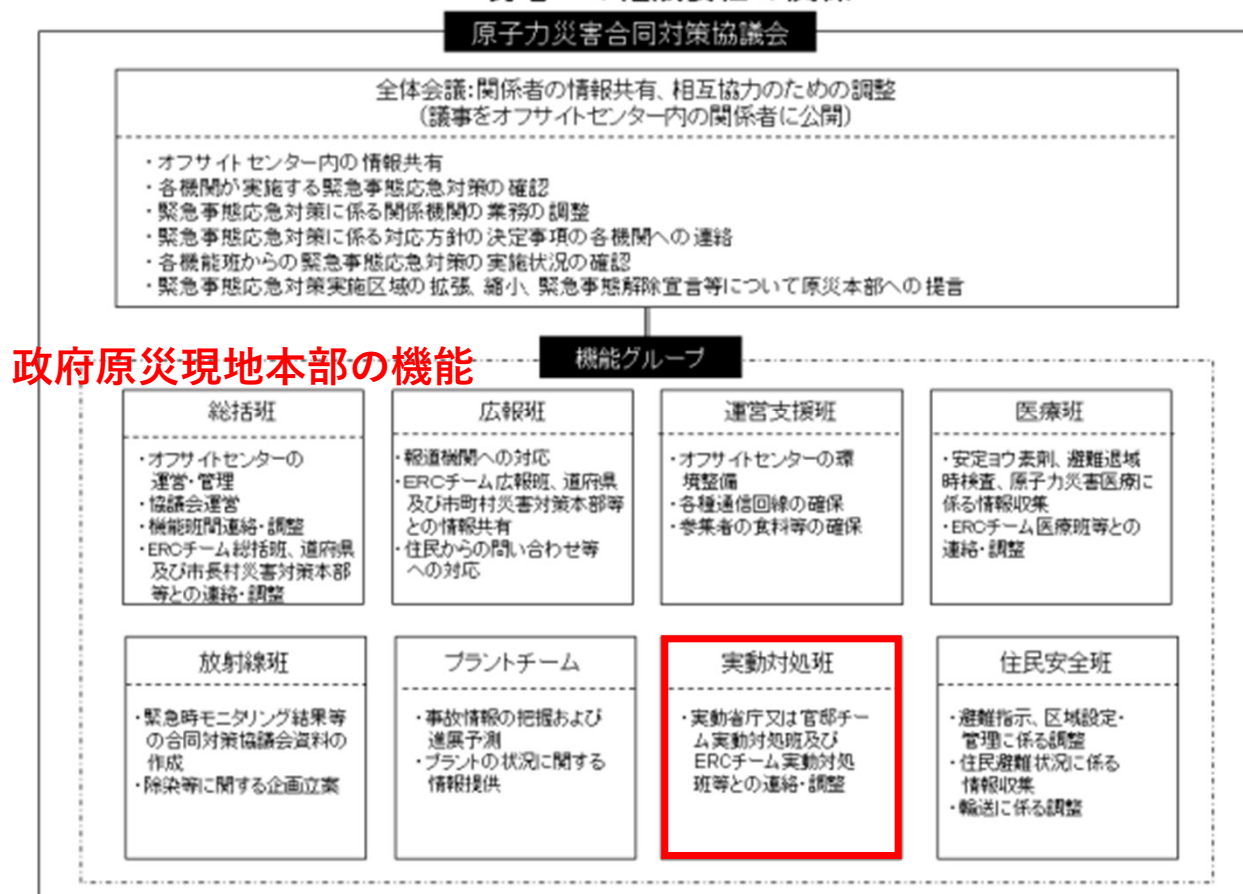
広島土砂災害に係る政府現地対策本部(8/22~9/9)の活動概要



わが国の現地対策本部は、支援というより政府がリードするスタンス
(人も物も金も情報も、政府が握っている⇒調整(決定)権=責任?) 40

【参考】 原子力災害合同対策協議会

原子力緊急事態宣言があったときは、**政府原災現地本部及び関係都道府県及び市町村の災害対策本部**は、当該全面緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、**原子力災害合同対策協議会**を組織する



政府原災現地本部の機能

住民安全班の役割

○総括担当業務

- ・災害に関する情報（被害、避難、避難施設及び輸送手段、社会的混乱等に関する情報、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置等）の収集、整理
- ・住民避難、物資調達・供給活動及び現地の緊急輸送、交通規制に関する情報等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成
- ・現地各機能班への住民安全班に関する情報の共有
- ・官邸チーム住民安全班及びERCチーム住民安全班との情報共有・調整
- ・施設敷地緊急事態応急対策実施方針及び全面緊急事態応急対策実施方針の策定支援
- ・気象情報の提供・解説

○住民避難・輸送担当業務

- ・住民の避難状況及び救助
- ・救急活動に関する状況の把握及び活動調整
- ・緊急輸送関係省庁（警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握・調整及び必要に応じ現地実動対処班に緊急輸送の依頼
- ・緊急輸送に係る優先順位に関する調整
- ・緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整
- ・交通規制等の状況の把握及び調整
- ・自然災害との複合災害における自然災害等による周辺地域の被災状況（避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等を含む。）の把握

○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務

- ・施設敷地緊急事態要避難者の避難に関する必要な調整（輸送方法及び受入先の確保若しくは滞在している施設敷地緊急事態要避難者に対する物資等の支援

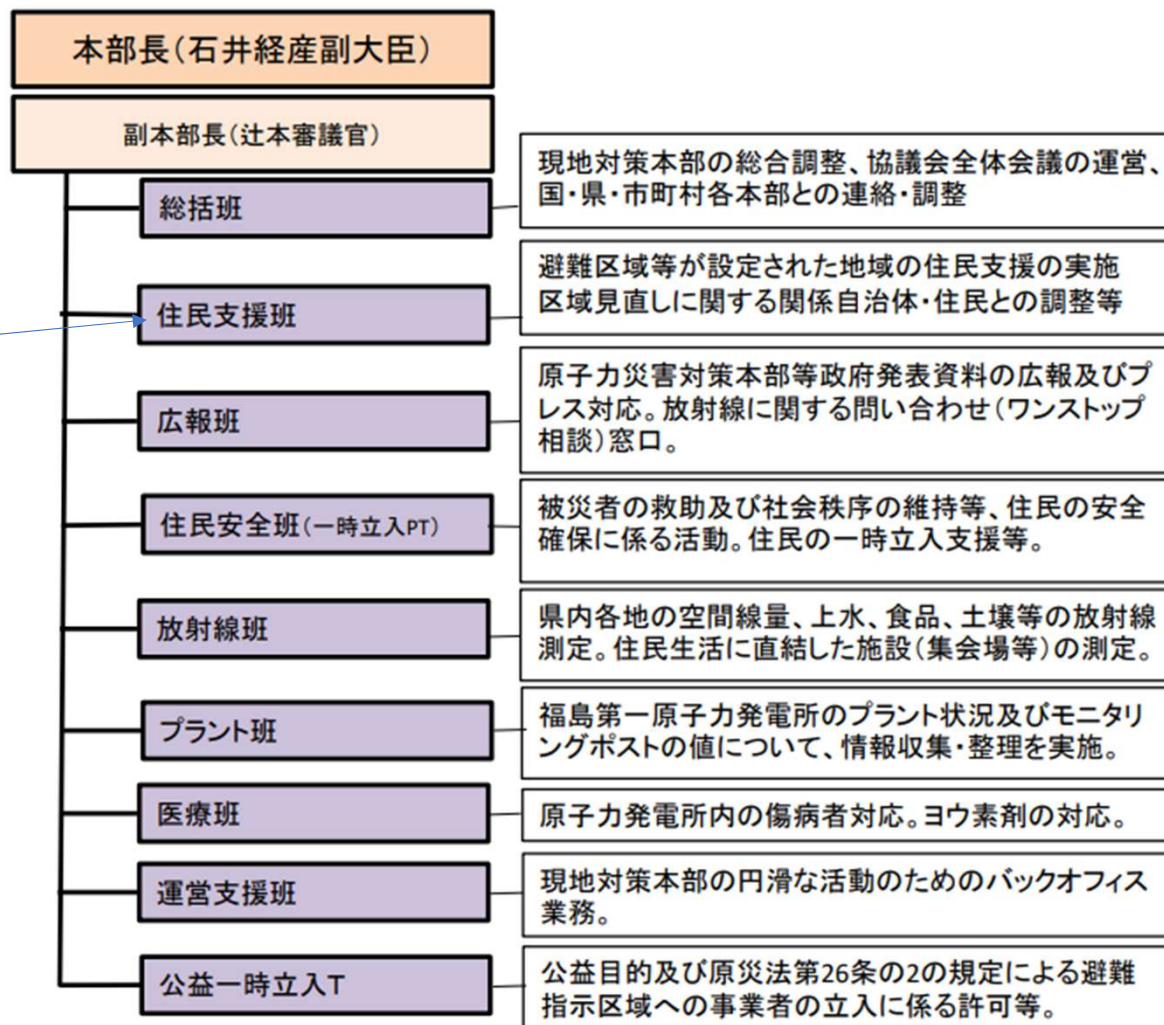
○住民支援・要望対応担当

- ・放射線被ばくの防護措置が講じられた施設（UPZ内の屋内退避を含む。）等に避難している住民等に係る必要な食料・生活必需品、資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取（段階的な防護措置が完了した後の住民等に係る対応は、支援チーム住民支援班が担当する。）
- ・地方公共団体の要望のERCチーム住民安全班への伝達
- ・ERCチーム住民安全班と連絡・調整し、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び総務省）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整・関係機関からの支援申出への対応・社会秩序の維持に関する調整・被災地方公共団体への支援要員派遣

【参考】復興段階における政府の原子力災害現地対策本部編成

※原子力緊急事態時

実動対処班



現地対策本部構成 人員の所属

国

- ・経済産業省
- ・文部科学省
- ・厚生労働省
- ・環境省
- ・海上保安庁
- ・内閣府
- ・原子力規制庁

県等

- ・福島県庁
- ・福島県警察本部
- ・双葉広域消防本部
- ・東京電力

出典：「原子力災害現地対策本部の取組状況について」（資料4）、2021年12月 原子力災害現地対策本部

原子力災害と防災等の関係

2012年に原子力安全委員会（安全規制）
⇒原子力規制委員会&原子力防災会議

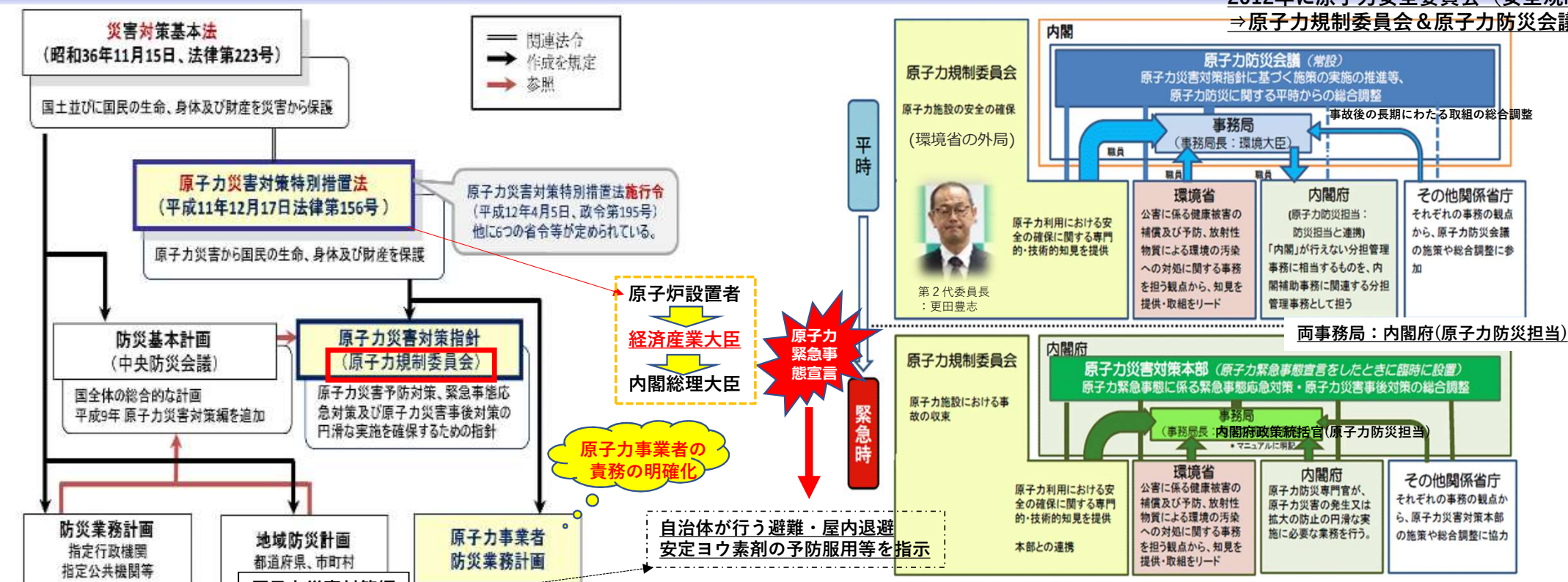


図2 原子力防災と関係行政機関の事務分担・位置づけ

【出所】原子力防災会議事務局、http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/dai01/sankou03.pdf

原子力事業者の運転等による災害

原子力事業者の運転等によらない災害

対象の概要	法律等	具体例
原子力施設における原子力災害	原子力災害対策特別措置法	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所事故
原子力施設への武力攻撃による原子力災害 放射性物質による汚染等	国民保護法*等	—
原子力艦による原子力災害	災害対策基本法	—
国外の原子力施設における原子力災害 国外における核実験等	緊急事態に対する政府の初動対応体制について(閣議決定) 放射能対策連絡会議の設置について(官民長官決裁)	北朝鮮による地下核実験

* 原子力施設等における国民の保護のための措置に関する法律

出典：原子力防災情報、「原子力k災害に関する法令」、原子力緊急時支援・研修センター（NEAT）

原子力災害からの避難計画の策定

地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



「緊急時対応」の取りまとめ状況



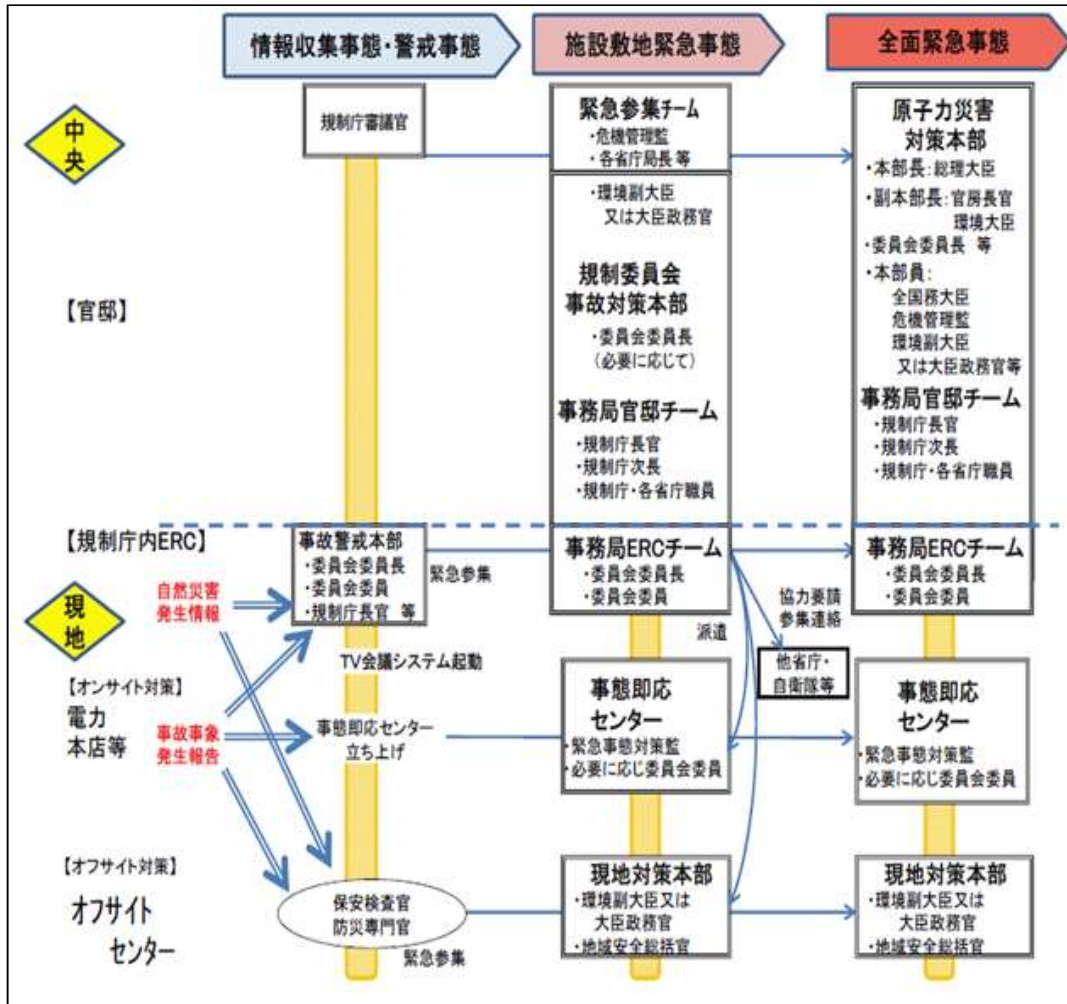
<国による自治体支援の具体的内容>

- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化

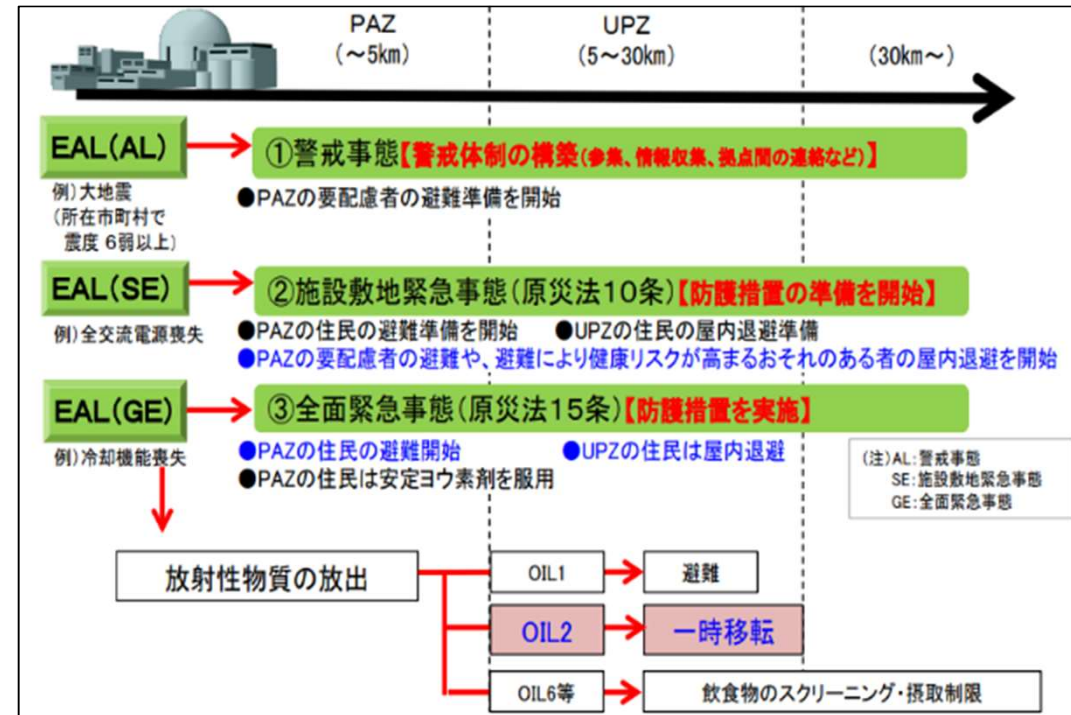
出典：令和4年度 防災白書

原子力災害の推移と対応組織

事事故態の推移と対応組織の連携



EALによる段階的避難／要配慮者は早期避難



種類	初期基準値	防護措置の概要
OIL1	500 μ Sv/h (マイクローヘルプ・パートワール)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。
OIL2	20 μ Sv/h (マイクローヘルプ・パートワール)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物の基準	0.5 μ Sv/h (マイクローヘルプ・パートワール)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	核種ごとに基準を設定	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

福島第一原発事故対応の課題に対する対策の現状認識

対策統合本部（超法規的に2011年3月15日に東電本社に設置）においても不全かつ不熟事項

- 緊急事態発生時の指揮命令系統
- 政府と地方自治体の権限と責任
- ロジスティック
- コミュニケーション
- 法制度

危機が深まると官邸は自衛隊依存

- ⇒ ◎ 2012年6月参議院は癌資力規制委員会設置法の可決の際、「大規模災害に当たる政府の組織のあり方について米国のFEMAなども参考に抜本的な見直し」を政府に求めた ⇒ ???
- ◎ 全国知事会は、2015年7月、「重大事故が起こった場合に備え、自衛隊などの実働組織の支援、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国の体制を明確にすること」を国に求めた
- ⇒ 「原子力災害時における実働組織の協力について」で警察、消防、自衛隊等のファーストリスポンダーの間の協力強化を謳うが、どこが指揮命令の任を果たすかは、明確にされていない。

最悪のシナリオ検討（2011年3月22日）

- 住民の強制避難地域170km、自主避難地域250km。風向きにより東京からの住民避難を想定
- 自衛隊ヘリによる2Wで5000回、砂・水・ホウ酸の投下

- ⇒ ◎ 住民の広域避難の検討 ⇒ 実施中であるが課題は多い。最悪は???
◎ 原発事故対応の実行部隊編成? ⇒ 東電? 警察・消防・自衛隊の連携では全体の権限と責任?)

文部省のSPEEDI情報を使えないのか

- 文科省はモニタリングはやるが、その数値に対する評価とシミュレーションは自分たちの所掌ではない。それは原子力安全員会の仕事。(文科省は平時の通常(リスク)状態の研究、有事(クライシス)の研究ではない)

- ⇒ ◎ 原子力規制員会の仕事?

1 危機管理の概念

- 4つの「防」
- 災害類型と関連法制

2 原子力災害派遣

- 政府・自治体等の体制
- 関連法制に基づく自衛隊の対応
- 複合災害への体制

3 東日本大震災時における複合災害への対応

4 その他

- 広域避難について考える
- その他の複合災害を考える



画像は毎日新聞：伊方原発における原子力防災訓練、2019.10.30

避難について考える

「緊急避難命令，緊急避難命令」

「大至急，高台に避難せよ」

(2011. 3. 11 茨城県東茨木郡大洗町)

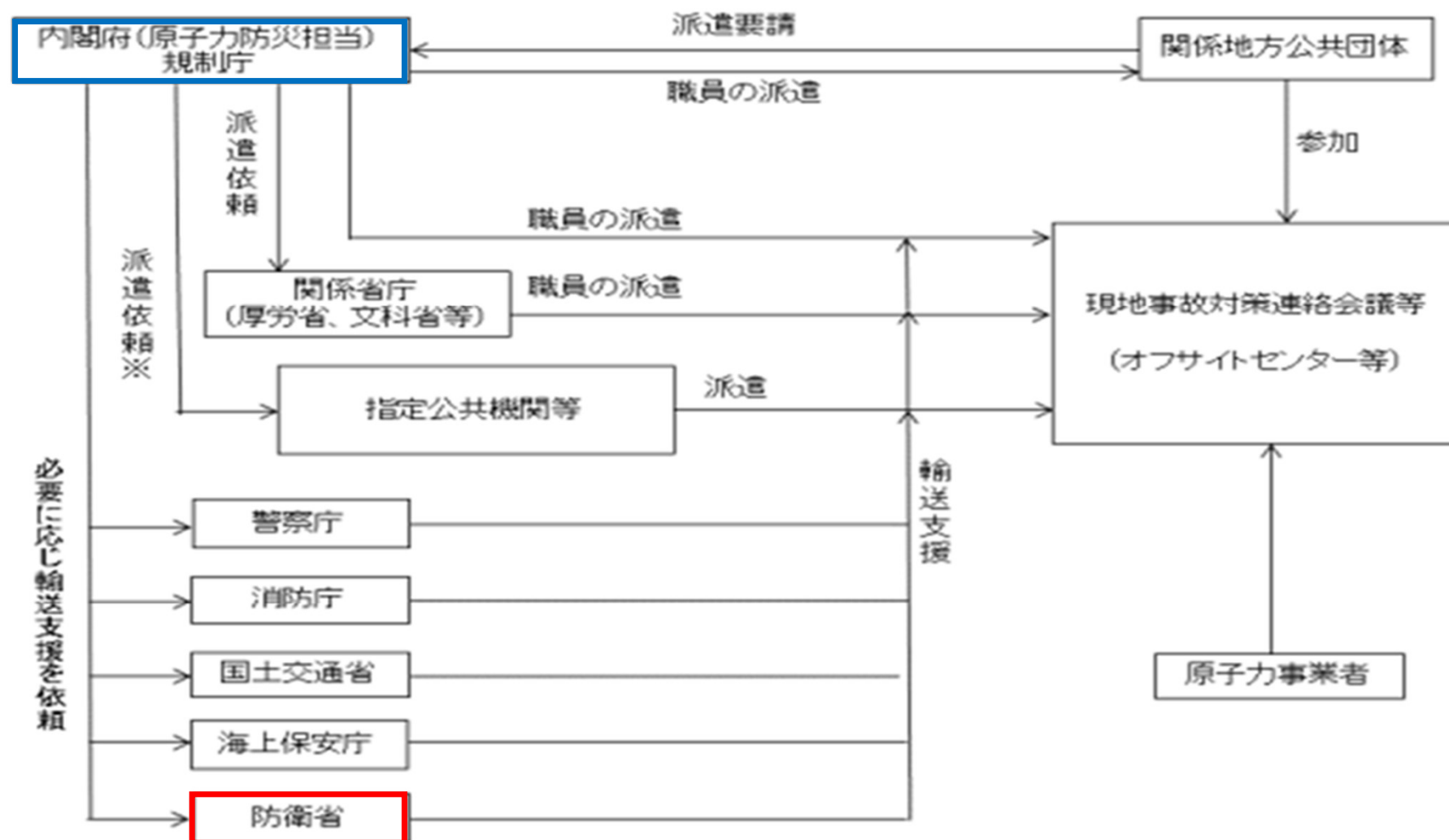


出典：「大洗町はなぜ「避難せよ」と呼びかけたのか ～東日本大震災で防災行政無線放送に使われた呼びかけ表現の事例報告～ メディア研究部（放送用語）」、井上裕之、放送研究と調査、NHK放送文化研究所年報2012 .9、P304-325

豪雨災害における避難に係る課題

- ☹️ 避難のための「異なる警報」と「適切な要領」
- ☹️ 警報は「乱発なら緩み」「ためらえば被災」
- ☹️ 「密」回避で避難先不足

原子力災害時の 住民の具体的な？ 移動および輸送支援スキーム



※両組織からの依頼？

※ 原則として、指定公共機関には所管省庁が連絡を行う。

江東五区における大規模水害時の（広域）避難の考え方の変更

大規模水害が起きる可能性がある場合には、江東5区のほぼ全域に広域避難勧告が発令されます。各区からの情報に注意して、適切な避難行動を取ってください。

※避難行動などの詳細は、江東5区大規模水害広域避難計画をご覧ください。

江東5区で発令する避難情報について

- 72時間前 (3日前)** 共同検討開始
江東5区が共同で、大規模水害への対応について検討します。
- 48時間前 (2日前)** 自主的広域避難情報を発表します
広域避難勧告を発令する前に、自主的に江東5区外の安全な場所への避難を呼びかけます。
- 24時間前 (1日前)** 広域避難勧告を発令します
区長が、江東5区外の地域への避難を勧告します。
- 9時間前** 域内垂直避難指示(緊急)を発令します
広域避難をする時間的な猶予がないと判断した際に垂直避難行動をとるように区長が指示を出します。
- 氾濫発生** 大規模水害発生後、浸水しなかった区域の住民は、速やかに帰宅してください。

江東5区では、非浸水地域の自治体と避難の受け入れについての協議を進めていますが、具体的な場所はまだ特定できていません。避難場所を開設できたとしても限りがあり、また混雑してプライバシーを確保することも難しいです。そのため、早めに浸水しない地域の親戚・知人宅やホテル、民宿、勤務先等の避難先に避難しましょう。

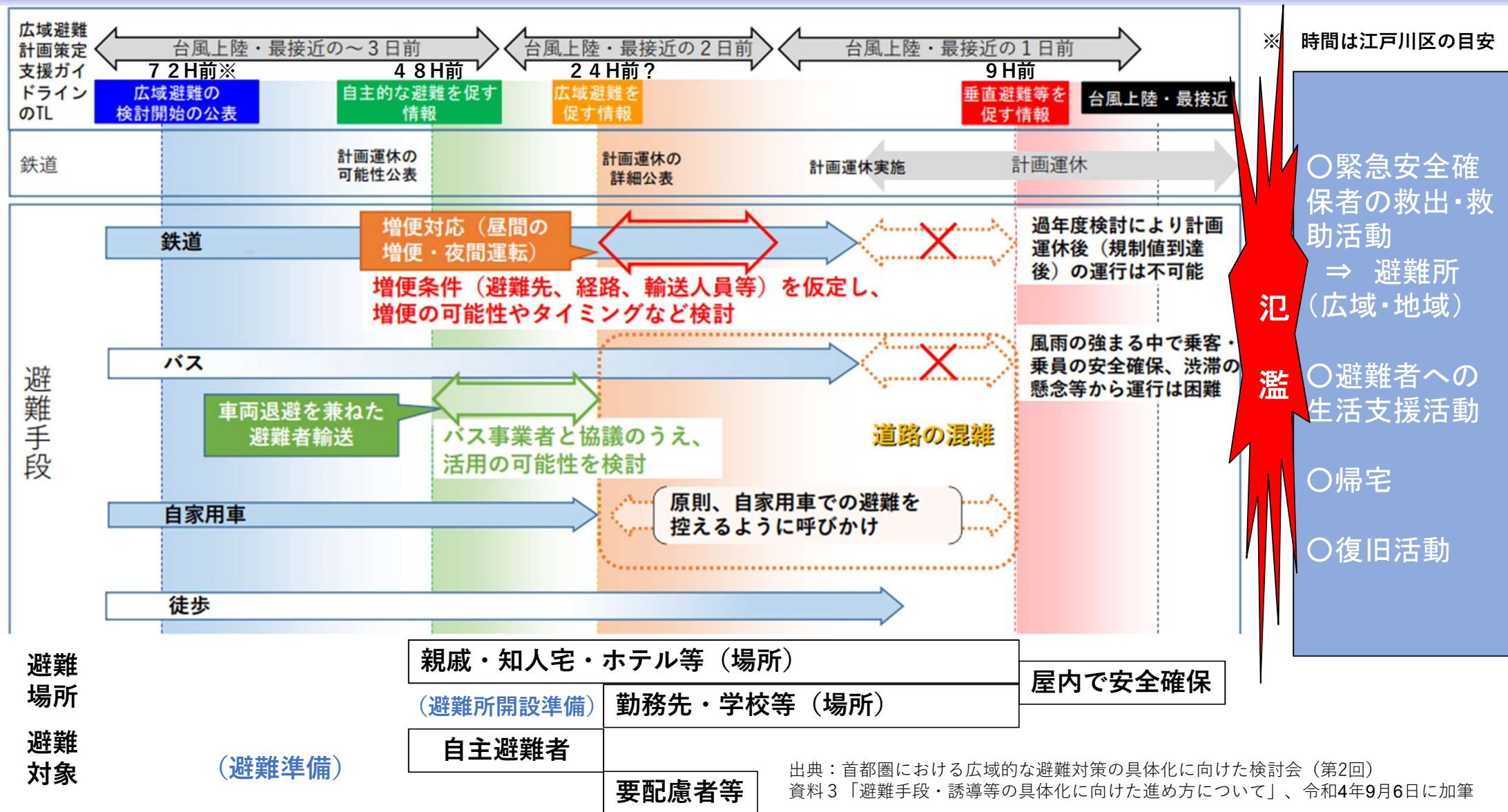


令和元年の台風19号により、現実の災害では移動手段の確保が難しい

浸水継続時間が3日以内の区域の方は留まってもらうことを原則



大規模水害時の避難の流れ（広域・事前・分散避難）

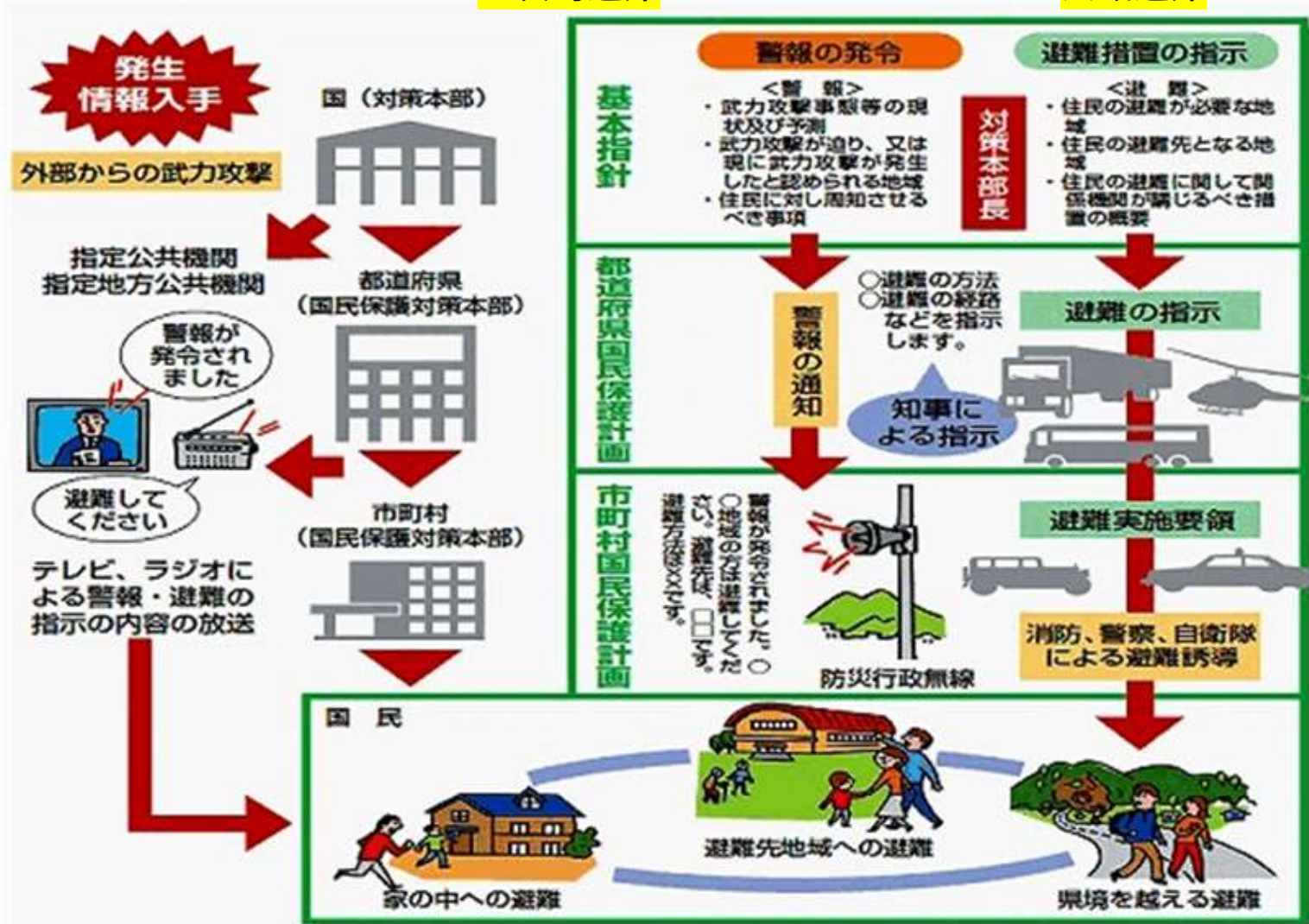


出典：首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会（第2回）
資料3「避難手段・誘導等の具体化に向けた進め方について」、令和4年9月6日に加筆

国民保護における住民避難の仕組み

一次的避難

広域避難



国民保護等における自衛隊派遣要請の流れ

国民保護等派遣の流れ

国民保護法第十五・二十条等



国民保護等派遣：自衛隊法第七十七条の四
国民保護法第六十三条等

国民保護措置の内容

- ①避難住民の誘導
- ②避難住民などの救援
- ③武力攻撃災害などへの対処
- ④武力攻撃災害などの応急の復旧

国民保護等派遣時の権限：自衛隊法第九十二条の三
市町村長との協議等：国民保護法第六十四条

国民保護等派遣を命ぜられた自衛官の権限

- 警察官などに準じた権限 (いない場合)
警察官職務執行法の避難等の措置、犯罪の予防及び制止、立入、武器の使用の権限を行使することができる。
- 市町村長などに準じた権限 (いない場合)
退避の指示、応急公用負担、警戒区域の設定、住民などに対する協力要請などの権限を行使することができる。

安全保障三文書における国民保護施策

グレーゾーン事態から全方位でシームレスに対応

- 自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、**空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化**する政府横断的な仕組み
- 有事の際の対応も見据えた**空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り**（地方公共団体、住民等の協力必要）
- **原子力発電所等の安全確保対策、国境離島への不法上陸事案対策**

◆国民保護のための体制強化

◇武力攻撃より十分に先立って、**南西地域を含む住民の迅速な避難を実現（避難計画策定、官民の輸送手段確保、空港・港湾等の公共インフラの整備と利用調整、種々の避難施設の確保、国際機関との連携）**

◇住民避難等の各種**訓練の実施と検証** ⇒ 制度面を含む必要な施策の検討

◇**Jアラートによる弾道ミサイルを想定した避難行動**に関する周知・啓発

◆在外邦人等保護（紛争、自然災害、感染症、テロ等の脅威から守る）のために体制と施策強化

◇平素からの啓発、危険情報の提供、避難手段の確保、関係国との連携

◇在外公館における領事業務体制と能力の強化、自衛隊等を迅速に活用（関係省庁間連携）、ジプチ活用



危機対応の要諦 — 3つの要因

「危機感（意識と意志）」
「備え（組織と制度）」
「創造性（業務とプロセス）」

おわりに



“最悪のシナリオ” そのとき誰が命を懸けるのか、自衛隊の他に大規模・組織的・標準的な危機対処能力発揮ができる態勢づくりが必要ではないか！

画像：福井県高浜原発における原子力総合防災訓練、2023.10.21